

令和 5 年 度

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金合同専門部会

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 秋田県特定最低賃金各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 各特定最低賃金専門部会の意見聴取の方法について
- (3) 各特定最低賃金の発効日の統一について
- (4) 秋田県特定最低賃金の各専門部会の審議の進め方について
- (5) その他

資 料

- 1 秋田県特定最低賃金専門部会委員名簿
- 2 関係労使の参考人意見書（案）
- 3 令和 5 年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表
- 4 各特定最低賃金専門部会の第 2 回以降開催予定日一覧表
- 5 秋田地方最低賃金審議会 令和 5 年度審議方針
- 6 秋田県特定最低賃金の改正決定について（諮問文の写）
- 7 秋田地方最低賃金審議会 運営規程
- 8 秋田地方最低賃金審議会 専門部会運営規程
- 9 秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱に関する覚書
- 10 県内金融経済概況（2023 年 7 月 24 日 日本銀行秋田支店）
- 11 県内経済情勢報告（令和 5 年 7 月 秋田財務事務所）
- 12 秋田県鉱工業生産指数月報（令和 5 年 6 月分 秋田県）
- 13 特定（産業別）最低賃金対象産業
- 14 特定最低賃金について（決定・改正までのプロセス）

秋 田 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金専門部会委員名簿

*50音順

区 分	氏 名	現 職
公益代表	いとう 伊 藤 慎 一 しんいち	秋田大学 准教授
	さが 嗟 峨 宏 ひろし	弁護士
	ながき 長 岐 和 行 かずゆき	弁護士
労働者代表	いとう 伊 藤 徹 とおる	基幹労連秋田県本部 委員長 飯島製錬所労働組合 委員長
	さとう 佐 藤 伸 幸 しんゆき	連合秋田 組織部長
	よしだ 吉 田 大 輔 だいすけ	基幹労連秋田県本部 事務局長 小坂製錬労働組合 書記長
使用者代表	おの 小 野 秀 人 ひでと	一般社団法人秋田県経営者協会 専務理事
	きむら 木 村 鋭 えい	小坂製錬株式会社 専務取締役総務部長
	ぜん 善 英 喜 ひでき	三菱マテリアル株式会社秋田製錬所 所長
任 期	令和5年9月8日 ～ 任務終了まで	

秋 田 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金専門部会委員名簿

* 50音順

区 分	氏 名	現 職
公益代表	うすき ともあき 臼木 智昭	秋田大学 教授
	ながき かずゆき 長 岐 和 行	弁護士
	ほりい じゅん 堀 井 潤	特定社会保険労務士
労働者代表	きむら しのぶ 木 村 忍	アキタ・アダマンド労働組合書記長
	ごとう まさふみ 後 藤 正 文	JAM秋田 事務局長
	さとう なる き 佐 藤 成 樹	連合秋田 副事務局長
使用者代表	さとう むねき 佐 藤 宗 樹	株式会社ホクシンエレクトロニクス 代表取締役社長
	たきざわ かおる 瀧 澤 薫	小林工業株式会社 常務取締役
	わかいずみ ひろあき 若 泉 裕 明	東電化工業株式会社 代表取締役社長
任 期	令和5年9月8日 ～ 任務終了まで	

秋 田 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

秋 田 県 自 動 車 ・ 同 附 属 品 製 造 業 最 低 賃 金 専 門 部 会 委 員 名 簿

* 50音順

区 分	氏 名	現 職
公 益 代 表	いとう 伊藤 慎一 <small>しんいち</small>	秋田大学 准教授
	うすき 臼木 智昭 <small>ともあき</small>	秋田大学 教授
	ほりい 堀 井 潤 <small>じゆん</small>	特定社会保険労務士
労 働 者 代 表	あべ 阿部 満昭 <small>みつあき</small>	日立Astemo労働組合秋田支部 執行委員長
	さとう 佐藤 伸幸 <small>しんゆき</small>	連合秋田 組織部長
	まきの 牧野 正人 <small>まさひと</small>	スズキ部品秋田労働組合 書記長 自動車総連秋田地方協議会 副議長
使 用 者 代 表	こだま 小玉 博貴 <small>ひろたか</small>	株式会社スズキ部品秋田 総務課長
	さかいだ 境田 未希 <small>みき</small>	株式会社境田商事 取締役
	ときた 時田 祐司 <small>ゆうじ</small>	時田電機工業株式会社 代表取締役社長
任 期	令和5年9月8日 ～ 任務終了まで	

秋 田 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

秋 田 県 自 動 車 (新 車) 、 自 動 車 部 分 品 ・ 附 属 品 小 売 業
最 低 賃 金 専 門 部 会 委 員 名 簿

* 50音順

区 分	氏 名	現 職
公 益 代 表	いとう しんいち 伊 藤 慎 一	秋田大学 准教授
	さが ひろし 嵯 峨 宏	弁護士
	ほりい じゅん 堀 井 潤	特定社会保険労務士
労 働 者 代 表	おののでら ふみや 小 野 寺 郁 哉	秋田三菱自動車販売労働組合 執行委員長 自動車総連秋田地方協議会 副議長
	ほさか はじめ 保 坂 元	トヨタグループ秋田労働組合 執行委員長 自動車総連秋田地方協議会 事務局長
	みうら たかひろ 三 浦 孝 博	連合秋田 副事務局長
使 用 者 代 表	おがはら きんや 小 河 原 欣 也	秋田三菱自動車販売株式会社 総務部長
	かねた やよい 金 田 弥 生	株式会社TSA管理本部 総務部次長
	ささき としゆき 佐 々 木 俊 幸	秋田県自動車販売店協会 専務理事
任 期	令和5年9月8日 ～ 任務終了まで	

(案)

参考人意見書（労働者側）

業種 []

令和 年 月 日

事業場名 _____

所在地 _____

役職名 _____

ふりがな
氏 名 _____

「秋田県 業最低賃金」の改正決定についての意見を次のとおり申し述べます。

1 労働組合の組織状況について

(1) あなたが勤務する企業における労働組合の組織状況等について述べてください。

① 労働組合の組織状況

イ 全労働者数_____名、ロ 労働組合員数_____名、

ハ 非組合員数_____名（内管理職数_____名）、ニ 組織率 . %

② 労働組合組織率の動向（該当する項目に○印又は記入）

イ ここ数年ほとんど変化がない ロ 増加傾向にある（最近組織化された）

ハ 減少傾向にある ニ その他（ ）

③ 前記②の理由等を具体的に述べてください。

④ 雇用形態ごとの未組織労働者（非組合員）の内訳について述べてください。

（管理職は除く）

一般社員_____名、 嘱託・臨時_____名、 パート_____名、

その他（ ） _____名

(2) 貴労働組合が属する産業（業界）全体の労働組合の組織状況等について把握している場合には、わかる範囲で述べてください。

2 賃金の実態について

(1) あなたが勤務する企業における賃金の動向（過去からの賃上げ状況、これからの賃金条件の見通し等）について述べてください。

① 労働組合組織労働者の賃金の動向

② 未組織労働者の賃金の動向

(2) 貴労働組合が属する産業（業界）全体の労働者の賃金の動向について把握している場合には、わかる範囲で述べてください。

(3) あなたが勤務する企業における本年の賃金引上げ状況について述べてください。

① 賃金引上げの有無

本年は、賃金引上げが（該当する項目に○印）

[行われた 行われなかった 今後行われる予定]

② 賃金引上げが行われた場合は、以下の項目について述べてください。

イ 賃金引上げの実施時期 _____月から

ロ 平均賃上げ率 _____%（勤続年数 _____年 年齢 _____歳）

ハ 平均賃上げ額 _____円（勤続年数 _____年 年齢 _____歳）

ニ 賃金引上げの種類

（該当する項目に○印し、その内容を述べてください。）

[定期昇給 ・ ベースアップ ・ その他]

内容：

③ 賃金引上げを要求するにあたり、重視する要素は何ですか。 [該当する項目に○印（2つ以内）又は記入]

イ 労働者の生活実態

ロ 産業別労働組合等の賃上げ状況

ハ 企業の業績（支払能力）

ニ 労使関係の安定

ホ 組合員の要求額

ヘ その他（ ）

④ 賃金上げが行われなかった場合は、その理由を述べてください。

(4) 産業（業界）全体の賃金の引上げ状況について把握している場合には、わかる範囲で述べてください。

(5) あなたが勤務する企業における労働者で賃金が低い層の状況について以下により述べてください。

① 高卒初任給（最も低い者）月額_____円（日額_____円）

② パート（最も低い者）時間額_____円 日額_____円

③ ①～②以外で、職種・年齢等の理由により特に賃金が低い労働者（60歳以上の者は除く。）がいる場合に記入して下さい。

イ 賃金額

月額_____円（日額_____円 時間額_____円）

ロ 職種（仕事の内容）_____

ハ 賃金が特に低い理由

(6) あなたが勤務する企業における高年齢労働者（60歳以上）の賃金の状況及び定年について述べてください。

① 賃金が最も低い者について

イ 賃金額

月額_____円 日額_____円 時間額_____円

ロ 年齢 _____歳

ハ 雇用形態（該当する項目に○印又は記入）

一般 嘱託 臨時 パート その他（_____）

ニ 職種（仕事の内容）_____

② 定年 _____歳

(7) 貴方が勤務する企業における雇用形態ごとの賃金形態について述べてください。[該当する項目に○印(2つ以内)、又は記入]

① 一般社員 [年俸・月給・日給・時間給・出来高給・その他（_____）]

② 臨時労働者（除くパート） [月給・日給・時間給・出来高給・その他（_____）]

③ パート（除く臨時労働者） [月給・日給・時間給・出来高給・その他（_____）]

④ その他（_____） [月給・日給・時間給・出来高給・その他（_____）]

(8) 最低賃金の改正が、あなたが勤務する企業の賃金やベースアップの決定等に及ぼす影響について述べてください。

① 秋田県最低賃金(897円)の影響が(どちらかに○印)

[ある ない]

② 特定(産業別)最低賃金の影響が(どちらかに○印)

(非鉄関係 933円、電子関係 891円、自動車製造 938円、自動車小売 897円)

[ある ない]

③ ①又は②で「ある」とした場合は、その状況について述べてください。

3 最近の労働者の生活実態について

(1) あなた(把握している場合は、企業の労働者全体)の生活状態が1年前に比較して変わりましたか。(該当するものに○印)

① [わたくし・企業の労働者]の生活が[楽になった・少し楽になった・変わらない・少し苦しくなった・非常に苦しくなった]

② ①の理由を、具体的に述べてください。

(2) 現在の賃金と家計の関係(世帯の収入と生活費のバランス、家計補助の状況等)について述べてください。

(3) 貴労働組合が属する産業(業界)全体の労働者の生活実態について把握している場合には、わかる範囲で述べてください。

4 あなたが勤務する企業における雇用の状況について述べてください。

[該当する項目に○印又は記入]

(1) 現在労働者は、〈不足している・余っている・過不足はない・その他()〉状況にある。

(2) 前記(1)で「不足している」又は「余っている」とした場合、企業はどのような対策を講じているか、具体的に述べてください。

5 秋田県特定（産業別）最低賃金改正について

- (1) どのような点を重視して改正すべきであると考えますか。
- (2) 産業間、企業間、職種間で賃金の違いがあることについてどう思いますか。
- (3) その他ご意見、ご要望等がございましたら自由に述べてください。

「参考人意見（労働者側）」についての記入上のお願い

この意見書は、秋田地方最低賃金審議会の特定（産業別）最低賃金専門部会において、最低賃金額の改正について調査審議するにあたり参考とさせていただくものであり、この目的以外に使用することは決してありませんので、ありのまま述べてください。

1の（1）の④について

直接雇用している労働者（下請・派遣労働者等は含めない）について述べてください。

2の（1）について

過去3年程度及び今後の賃金引上げ、賃金形態（年俸・月給・日給・時給・出来高給・その他）、賃金制度（年功給・能力給・その他）の動向について述べてください。

2の（5）及び（6）について

「賃金」とは、原則として、「月額」の場合は「時間外手当」と「家族手当」と「精皆勤手当」を除いたもの、「日額」、「時間額」の場合は基本給（手当は除く）を言います。

3の（1）から（2）について

企業における労働者全体の生活の実態についてアンケート等により把握している場合、その結果によって述べてください。

把握していない場合は、あなたや同僚労働者の生活の実態を参考にしてください。

(案)

参考人意見書（使用者側）

業種 [_____]

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

事業場名 _____

所在地 _____

役職名 _____

ふりがな _____
氏名 _____

「秋田県
次のとおり申し述べます。

業最低賃金」の改正決定についての意見を

1 最近の景気状況と今後の動向について

(1) 貴社における過去1年間程度の経営概況について述べてください。

(該当する項目に○印、又は記入。)

- ① 非常に好調に推移した。
- ② 好調に推移した。
- ③ ほとんど変わらなかった。
- ④ 悪くなった。
- ⑤ 非常に悪くなった。
- ⑥ その他 (_____)

(2) 前記(1)に関する問題点を述べてください。

(3) 今後の見込みについて述べてください。(該当する項目に○印、又は記入。)

- ① 非常に好調に推移すると思う。
- ② 好調に推移すると思う。
- ③ ほとんど変わらないと思う。
- ④ 悪くなると思う。
- ⑤ 非常に悪くなると思う。
- ⑥ その他 (_____)

(4) 前記(3)の理由を具体的に述べてください。

(5) 産業（業界）全体の状況について把握している場合は、わかる範囲内で述べてください。

2 賃金実態等について

(1) 貴社における本年の賃金改定状況（賃上げの有無、平均賃上げ率、平均賃上げ額等について述べてください。

① 賃金改定の有無等（該当する項目に○印）

[行った ・ 行わない ・ 今後行う]

② 賃金改定を行った、又は今後行う場合は、以下の項目について述べてください。

イ 賃金引上げの実施時期_____月から

ロ 平均賃上げ率 _____%(平均勤続年数_____年 平均年齢_____歳)

ハ 平均賃上げ額 _____円(平均勤続年数_____年 平均年齢_____歳)

ニ 賃上げの種類（該当する項目に○印し、その内容を述べてください。）

[定期昇給 ・ ベースアップ ・ その他]

内容：

③ 賃金改定を行う場合、どのような要素を重視していますか。

[該当する項目に○印(2つ以内)、又は記入]

イ 企業の業績(支払能力、経理状況)

ロ 世間・同業者相場

ハ 物価の上昇

ニ 労働力(雇用、人材)の確保・定着

ホ 労使関係の安定

ヘ 従業員の処遇の改善

ト その他(

)

④ 賃金引上げを行わない場合は、その理由を述べてください。

⑤ 産業（業界）全体の賃金引上げ状況について把握している場合には、わかる範囲で述べてください。

(2) 貴社において以下の賃金を決定（ベースアップを含む。）する場合、どのような要素を重視していますか。〔該当する項目に○印(2つ以内)、又は記入〕

① 初任給

- | | |
|---------------|------------|
| イ 企業の業績(支払能力) | ロ 世間・同業者相場 |
| ハ 労働力の確保・定着 | ニ 物価の上昇 |
| ホ 技能・資格 | ヘ 最低賃金 |
| ト 類似社員の賃金 | チ その他() |

② パート・臨時労働者の賃金

- | | |
|---------------|------------|
| イ 企業の業績(支払能力) | ロ 世間・同業者相場 |
| ハ 労働力の確保・定着 | ニ 物価の上昇 |
| ホ 技能・資格 | ヘ 最低賃金 |
| ト 類似社員の賃金 | チ その他() |

③ 高年齢者(60歳以上)の賃金

- | | |
|--------------|------------|
| イ 現職(前職)時の賃金 | ロ 本人の年金額 |
| ハ 経歴及び技能・資格 | ニ 世間・同業者相場 |
| ホ 最低賃金 | ヘ 類似社員の賃金 |
| ト 本人の職務遂行能力 | チ 本人との面談 |
| リ その他() | |

(3) 貴社における労働者で賃金が低い層の状況について、以下により述べてください。

① 高卒初任給(最も低い者) 月額_____円(日額_____円)

② パート(最も低い者) 時間額_____円(日額_____円)

③ ①～②以外で職種・年齢等の理由により、特に賃金が低い労働者(60歳以上の者は除く。)がいる場合記入して下さい。

イ 賃金額

月額_____円 日額_____円 時間額_____円)

ロ 職種(仕事の内容)

ハ 賃金が低い理由

(4) 貴社における高年齢労働者（60歳以上の者）の賃金及び定年制の状況について述べてください。

① 賃金が最も低い者について

イ 賃金額

月額_____円（日額_____円 時間額_____円）

ロ 平均年齢_____歳

ハ 雇用形態（一般・嘱託・臨時・パート等）_____

ニ 職種（仕事の内容）_____

② 定年 _____歳

(5) 貴社における雇用形態ごとの賃金形態について述べてください。

[該当する項目に○印(2つ以内)、又は記入]

① 一般社員 [年俸・月給・日給・時間給・出来高給・その他()]

② 臨時労働者(除くパート) [月給・日給・時間給・出来高給・その他()]

③ パート(除く臨時労働者) [月給・日給・時間給・出来高給・その他()]

④ その他() [月給・日給・時間給・出来高給・その他()]

(6) 最低賃金の改正が、貴社における賃金やベースアップの決定等に及ぼしている影響について述べてください。[どちらかに○印、記入] (地域最賃 897円、非鉄関係

933円、電子関係 891円、自動車製造 938円、自動車小売 897円)

最低賃金改正の影響が 有る 無い

理由

()

3 貴社における雇用の状況について

(1) 現在労働者は、〈不足している・余っている・過不足はない・その他()〉状況にある。

(2) 前記(1)で「不足している」又は「余っている」とした場合、どのような対策を講じているか、具体的に述べてください。

「参考人意見（使用者側）」についての記入上のお願い

この意見書は、秋田地方最低賃金審議会の特定（産業別）最低賃金専門部会において、最低賃金額の改正について調査審議するにあたり参考とさせていただくものであり、この目的以外に使用することは決してありませんので、ありのまま述べてください。

2の（2）の②及び③について

「パート、臨時労働者」及び「高年齢者（60歳以上の者）」を新たに雇用、又は再雇用するにあたり賃金を決定する場合の要素について述べてください。

2の（3）及び（4）について

「賃金」とは、原則として、「月額」の場合は「時間外手当」と「家族手当」と「精皆勤手当」を除いたもの、「日額」、「時間額」の場合は基本給（手当は除く）を言います。

2の（6）について

特定（産業別）最低賃金の改正が、貴社で賃金等を決定するにあたり影響が有ると考えられる場合、その状況（影響の理由、程度等）について述べてください。

令和5年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表(抜粋)

* 異議申出締切日の翌日に本省で官報公示手続きを行った場合の法定発効予定日

	答 申 日 (要旨公示)		異議申出締切日		官報公示予定日		発効予定日		備 考
	日	曜日	日	曜日	日	曜日	日	曜日	
1	10月1日	(日)	10月16日	(月)	10月30日	(月)	11月29日	(水)	
2	10月2日	(月)	10月17日	(火)	10月31日	(火)	11月30日	(木)	
3	10月3日	(火)	10月18日	(水)	11月1日	(水)	12月1日	(金)	
4	10月4日	(水)	10月19日	(木)	11月2日	(木)	12月2日	(土)	
5	10月5日	(木)	10月20日	(金)	11月6日	(月)	12月6日	(水)	
6	10月6日	(金)	10月23日	(月)	11月7日	(火)	12月7日	(木)	
7	10月7日	(土)	10月23日	(月)	11月7日	(火)	12月7日	(木)	
8	10月8日	(日)	10月23日	(月)	11月7日	(火)	12月7日	(木)	
9	10月9日	(月)	10月24日	(火)	11月8日	(水)	12月8日	(金)	
10	10月10日	(火)	10月25日	(水)	11月9日	(木)	12月9日	(土)	
11	10月11日	(水)	10月26日	(木)	11月10日	(金)	12月10日	(日)	
12	10月12日	(木)	10月27日	(金)	11月13日	(月)	12月13日	(水)	
13	10月13日	(金)	10月30日	(月)	11月14日	(火)	12月14日	(木)	
14	10月14日	(土)	10月30日	(月)	11月14日	(火)	12月14日	(木)	
15	10月15日	(日)	10月30日	(月)	11月14日	(火)	12月14日	(木)	
16	10月16日	(月)	10月31日	(火)	11月15日	(水)	12月15日	(金)	
17	10月17日	(火)	11月1日	(水)	11月16日	(木)	12月16日	(土)	
18	10月18日	(水)	11月2日	(木)	11月17日	(金)	12月17日	(日)	
19	10月19日	(木)	11月6日	(月)	11月20日	(月)	12月20日	(水)	
20	10月20日	(金)	11月6日	(月)	11月20日	(月)	12月20日	(水)	
21	10月21日	(土)	11月6日	(月)	11月20日	(月)	12月20日	(水)	
22	10月22日	(日)	11月6日	(月)	11月20日	(月)	12月20日	(水)	
23	10月23日	(月)	11月7日	(火)	11月21日	(火)	12月21日	(木)	
24	10月24日	(火)	11月8日	(水)	11月22日	(水)	12月22日	(金)	
25	10月25日	(水)	11月9日	(木)	11月24日	(金)	12月24日	(日)	
26	10月26日	(木)	11月10日	(金)	11月27日	(月)	12月27日	(水)	
27	10月27日	(金)	11月13日	(月)	11月28日	(火)	12月28日	(木)	
28	10月28日	(土)	11月13日	(月)	11月28日	(火)	12月28日	(木)	
29	10月29日	(日)	11月13日	(月)	11月28日	(火)	12月28日	(木)	
30	10月30日	(月)	11月14日	(火)	11月29日	(水)	12月29日	(金)	
31	10月31日	(火)	11月15日	(水)	11月30日	(木)	12月30日	(土)	
32	11月1日	(水)	11月16日	(木)	12月1日	(金)	12月31日	(日)	

各特定最低賃金専門部会の開催予定日一覧表

部会名	第2回			第3回		
	日 時	出欠		日 時	出欠	
非鉄金属製錬 ・精製業	10月4日(水) 午前10時00分～ 合同庁舎第2会議室 (公労・公使会議は4階会議室)	公益	伊藤慎一 ○ 嵯峨宏 ○ 長岐和行 ○	10月19日(木) 午後3時00分～ 合同庁舎第2会議室 (公労・公使会議は4階会議室)	公益	伊藤慎一 ○ 嵯峨宏 × 長岐和行 ○
		労側	伊藤徹 ○ 佐藤伸幸 ○ 吉田大輔 ○		労側	伊藤徹 ○ 佐藤伸幸 ○ 吉田大輔 ○
		使側	小野秀人 ○ 木村鋭 ○ 善英喜 ○		使側	小野秀人 × 木村鋭 ○ 善英喜 ○
電子部品・ デバイス	10月4日(水) 午後3時00分～ 合同庁舎第2会議室 (公労・公使会議は4階会議室)	公益	白木智昭 ○ 長岐和行 ○ 堀井潤 ○	10月10日(火) 午後3時00分～ 合同庁舎第2会議室 (公労・公使会議は4階会議室)	公益	白木智昭 ○ 長岐和行 ○ 堀井潤 ○
		労側	木村忍 ○ 後藤正文 ○ 佐藤成樹 ○		労側	木村忍 ○ 後藤正文 ○ 佐藤成樹 ○
		使側	佐藤宗樹 ○ 瀧澤薫 ○ 若泉裕明 ○		使側	佐藤宗樹 ○ 瀧澤薫 ○ 若泉裕明 ○
自動車同附属 製造業	9月28日(木) 午後3時00分～ 合同庁舎第2会議室 (公労・公使会議は行評事務所会議室)	公益	伊藤慎一 ○ 白木智昭 ○ 堀井潤 ○	10月5日(木) 午前10時00分～ 合同庁舎第2会議室 (公労・公使会議は4階会議室)	公益	伊藤慎一 ○ 白木智昭 × 堀井潤 ○
		労側	阿部満昭 ○ 佐藤伸幸 ○ 牧野正人 ○		労側	阿部満昭 ○ 佐藤伸幸 ○ 牧野正人 ○
		使側	小玉博貴 ○ 境田未希 ○ 時田祐司 ○		使側	小玉博貴 ○ 境田未希 ○ 時田祐司 ○
自動車小売・附 属業	10月11日(水) 午前10時30分～ 合同庁舎第2会議室 (公労・公使会議は4階会議室)	公益	伊藤慎一 ○ 嵯峨宏 ○ 堀井潤 ○	10月17日(火) 午前10時00分～ 合同庁舎第2会議室 (公労・公使会議は4階会議室)	公益	伊藤慎一 ○ 嵯峨宏 ○ 堀井潤 ○
		労側	小野寺郁哉 ○ 保坂元 ○ 三浦孝博 ×		労側	小野寺郁哉 ○ 保坂元 ○ 三浦孝博 ○
		使側	小河原欣也 ○ 金田弥生 ○ 佐々木俊幸 ○		使側	小河原欣也 × 金田弥生 ○ 佐々木俊幸 ○

令和5年度審議方針

秋田地方最低賃金審議会

本審議会は、最低賃金法第1条の目的の達成のため、低賃金の労働者層に対する安全網の機能強化と労使の取組への補完等を目指した改正最低賃金法の趣旨、最近の各種統計資料や労使の意見聴取等によりの確に把握した秋田県の経済環境と賃金実態、並びに中央最低賃金審議会の審議状況及びその意見を踏まえて、主体的な意見を取りまとめることを期し、円滑な調査審議を進めるため令和5年度審議方針を次のように定める。

1 審議の効率化

(1) 審議会の運営等

- ア 本審及び専門部会のほか、各側及び各側相互において必要に応じ随時意見を交換し、県内の産業経済・賃金水準の動向等実情把握に努力すること。
- イ 必要に応じ合同専門部会を開催すること。
- ウ 各側は、できる限り審議が長時間に及ぶことのないよう努力すること。
審議は、原則として午後5時までとし、やむを得ない場合でも午後8時頃までに終了すること。
- エ 各専門部会において、各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用すること。
- オ 審議の実質的促進を図り、発効日を早めるように努力すること。

(2) 資料整備及び意見聴取等

各専門部会が必要と認める場合は、賃金の実態及び動向を的確に把握できるような資料を求めるとともに、意見聴取等を行うこと。

2 除外賃金

精皆勤手当、通勤手当、家族手当の3手当は、最低賃金の対象となる賃金から除外すること。

3 最低賃金額の設定様式

適用地域については、全県一本とすること。



秋労発基 0823 第 1 号
令和 5 年 8 月 23 日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長 岐 和 行 殿

秋 田 労 働 局 長
山 本 博 之

特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金（平成 20 年秋田労働局最低賃金公示第 4 号）

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金（平成 20 年秋田労働局最低賃金公示第 3 号）

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 20 年秋田労働局最低賃金公示第 5 号）

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成 20 年秋田労働局最低賃金公示第 2 号）

秋田地方最低賃金審議会運営規程

(昭和34年12月17日 審議会決定)
(平成 8年 3月18日 一部改正)
(平成10年 3月 5日 一部改正)
(平成13年 8月27日 一部改正)
(平成14年 5月13日 一部改正)
(平成22年 7月 5日 一部改正)
(令和 3年 6月30日 一部改正)
(令和 5年 7月 4日 一部改正)

(規程の目的)

第1条 秋田地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、秋田地方最低賃金審議会会長(以下「会長」という。)が必要と認めたとときのほか、秋田労働局長(以下「局長」という。)又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益を代表する委員各1名を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。ただし、会長が選任されるまでは、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知する。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときには、委員でない者の説明または意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときには、答申書、建議書又は議決書の写しを付してその都度局長に送付するものとする。

(小委員会の運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

付 則

この改正規程は、令和5年7月4日から施行する。

秋田地方最低賃金審議会
専門部会運営規程

(平成 7年 5月12日 審議会決定)
(平成 8年 3月18日 一部改正)
(平成10年 3月 5日 一部改正)
(平成13年 8月27日 一部改正)
(平成14年 5月13日 一部改正)
(令和 3年 6月30日 一部改正)
(令和 5年 7月 4日 一部改正)

(規程の目的)

第1条 秋田地方最低賃金審議会に設置する専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(委員の定数)

第3条 専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各3人をもって組織する。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、各専門部会の部会長(以下「部会長」という。)が必要と認めたときのほか、秋田労働局長(以下「局長」という。)又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知する。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、秋田地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

付 則

この規程は、令和5年7月4日から施行する。

秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱いに関する覚書

- 1 特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより秋田県最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めたものについて設定することを基本としていることから、特定最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「特定最低賃金の決定等」という。)の申出者は、その意向表明後速やかに、次により関係労使当事者間で意思疎通を図るものとする。
 - (1) 意思疎通は、通知または話し合いで行うものとする。
 - (2) 関係労使当事者間の範囲は、労働協約締結当事者と当該特定最低賃金の決定等を行おうとする産業に直接関係する秋田県内の労使団体とする。
- 2 特定最低賃金の決定等の必要性審議は、「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金に関する特別小委員会」において審議するものとする。
- 3 特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定されており、労働組合員以外の労働者にもその適用が及ぶなど団体交渉の補完的な役割も果たしていることから、特定最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議においても可能な限り全会一致に向けて努力するものとする。
- 4 特定最低賃金が設定されている産業の使用者団体及び労働組合は、特定最低賃金の決定等がなされたときは、周知・履行確保を図るため、それぞれの広報誌等に掲載する等の方法により積極的に周知・履行確保に努めるものとする。
- 5 関係労使とも労働協約ケースによる申出について努力するものとする。
- 6 適用労働者数の要件については、「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」(平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承)で、「原則として1,000人程度を基準とする」とされているが、「秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金」については、将来性を勘案し「900人以上」をもって要件とする。
- 7 秋田地方最低賃金審議会の事務局は、特定最低賃金の決定等の意向表明がなされたときは、秋田地方最低賃金審議会委員及び意向表明を行った申出者に書面で適用労働者数を通知するものとする。

平成15年7月4日施行

平成29年7月5日一部改正

2023年7月24日
日本銀行秋田支店

県内金融経済概況

【基調判断】

項目	前回からの変化	基調判断
県内概況	⇒	県内景気は、持ち直している。
個人消費	⇒	持ち直しが明確化している。
公共投資	⇒	持ち直している。
住宅投資	⇒	弱めの動きとなっている。
設備投資	⇒	製造業を中心に一段と増加している。
生産	⇒	横ばい圏内の動きとなっている。
雇用・所得	⇒	緩やかに改善している。

前回からの変化「↗」、「↘」は、前回判断に比較して景気の改善度合いまたは悪化度合いが変化したことを示す（例えば、改善度合いの強まりまたは悪化度合いの弱まりは、「↗」）。なお、前回に比較し景気の改善・悪化度合いが変化しなかった場合は、「⇒」となる。

<本件に関するお問い合わせ先>

日本銀行秋田支店 総務課

TEL：018-824-7802

ホームページ：https://www3.boj.or.jp/akita/

【各論¹】

1. 需要項目別動向

個人消費²は、持ち直しが明確化している。

大型小売店売上高、ドラッグストア販売額は、来店客数の減少などが一部にみられるものの、値上げ効果により、増加している。コンビニエンスストア販売額は、底堅く推移している。ホームセンター販売額や家電販売額は、横ばい圏内の動きとなっている。乗用車販売は、一部で受注鈍化がみられるものの、供給制約の影響が和らぐもとで、登録ベースでは持ち直している。

この間、サービス消費は、夏祭り期間中の宿泊予約が好調となるなど、回復している。

公共投資は、持ち直している。

6月の公共工事請負金額³は、前年を上回った（前年比+14.6%）。

住宅投資は、弱めの動きとなっている。

5月の新設住宅着工戸数⁴は、前年を上回った（前年比+12.8%）。

設備投資は、製造業を中心に一段と増加している。

6月短観（秋田県内）の設備投資計画をみると、2023年度は、全産業では3年連続で増加する計画となっている（全産業：前年度比+44.0%、製造業：同+56.9%、非製造業：同▲12.3%）。

2. 生産

生産は、横ばい圏内の動きとなっている（4月の鉱工業生産指数^{4,5}：前月比+1.4%）。

主力の電子部品・デバイスは、横ばい圏内の動きとなっている。

食料品は、増加している。

汎用・業務用機械は、堅調に推移している。

生産用機械は、持ち直している。

¹ 各論に記載の経済指標は、特に断りのない限り、秋田県の計数

² 5月のコンビニエンスストア販売額：前年比▲1.3%、ドラッグストア販売額：同+8.2%、ホームセンター販売額：同▲8.0%、家電大型専門店販売額：同▲16.7%（以上、経済産業省調）

6月の新車登録・届出台数 乗用車（軽含む）：前年比+24.5%（秋田県自動車販売店協会調）

4月の延べ宿泊者数：前年比▲3.8%（観光庁調）新車登録・届出台数と延べ宿泊者数は速報値

³ 東日本建設業保証秋田支店調 ⁴ 秋田県調 ⁵ 季節調整済

3. 雇用・所得

雇用・所得環境は、緩やかに改善している。

5月の有効求人倍率^{5、6}は、前月から低下した（1.34倍）。

4月の現金給与総額^{4、7}は、前年を下回った（前年比▲0.7%）。

4月の雇用者所得は、前年を下回った。

4. 物価

6月の消費者物価指数（生鮮食品を除く総合＜秋田市＞）⁸は、前年を上回った（前年比+3.5%）。

5. 企業倒産

6月の企業倒産（負債総額10百万円以上）⁹は、件数は前年同月を上回ったものの、負債総額は前年同月を下回った（件数4件＜前年比+33.3%＞、負債総額2.2億円＜同▲16.6%＞）。

6. 金融情勢

貸出は、前年を上回って推移している。

個人向けは前年を下回って推移しているものの、法人・地公体向けが前年を上回って推移していることから、全体では前年を上回って推移している。

貸出約定平均金利は、緩やかな低下傾向にある。

預金は、前年を上回って推移している。

実質預金（含むNCD）は、個人預金を中心に前年を上回って推移している。

以 上

⁶ 秋田労働局調 ⁷ 事業所規模5人以上 ⁸ 総務省調 ⁹ 東京商工リサーチ秋田支店調

秋田県内主要経済指標

(前年比%、億円、%)

	個人消費 大型 小売店 売上高 ※1	賃金 雇用者 所得 ※1 事業所規模 5人以上	金融									
			実質預金 + 譲渡性預金(NCD) ^{※2,3}						貸出 ^{※2,3}		貸出約定 平均金利 ※3,4	ストックベース 総合
			前年比	個人預金		法人預金		前年比	前年比			
				前年比	前年比	前年比	前年比					
2021年	0.6	3.3	44,580	4.0	30,064	3.5	9,814	2.6	21,253	0.8	0.890	
2022年	2.5	▲ 1.3	45,675	2.5	30,783	2.4	10,087	2.8	21,597	1.6	0.837	
2021/4-6月	0.0	7.7	44,407	6.3	29,619	4.5	9,821	11.6	21,344	3.8	0.897	
7-9月	0.7	0.9	43,234	3.9	29,391	4.0	9,599	5.5	21,096	0.6	0.902	
10-12月	0.5	2.3	44,580	4.0	30,064	3.5	9,814	2.6	21,253	0.8	0.890	
2022/1-3月	1.5	▲ 0.9	44,066	3.9	29,896	3.0	9,579	2.0	21,215	▲ 0.3	0.883	
4-6月	1.2	▲ 2.2	45,729	3.0	30,501	3.0	10,046	2.3	21,528	0.9	0.869	
7-9月	3.2	▲ 1.0	44,564	3.1	30,274	3.0	9,709	1.2	21,331	1.1	0.850	
10-12月	3.9	▲ 1.4	45,675	2.5	30,783	2.4	10,087	2.8	21,597	1.6	0.837	
2023/1-3月	2.4	1.6	44,501	1.0	30,392	1.7	9,518	▲ 0.6	21,594	1.8	0.841	
2022/5月	2.2	▲ 1.1	44,816	3.0	30,001	3.0	10,019	2.0	21,438	0.3	0.873	
6月	▲ 1.1	▲ 5.1	45,729	3.0	30,501	3.0	10,046	2.3	21,528	0.9	0.869	
7月	2.8	▲ 1.9	45,613	3.3	30,343	3.0	10,276	3.1	21,510	0.9	0.852	
8月	3.2	▲ 0.2	45,124	3.0	30,452	3.0	9,780	2.5	21,465	0.7	0.845	
9月	3.8	▲ 1.0	44,564	3.1	30,274	3.0	9,709	1.2	21,331	1.1	0.850	
10月	4.2	▲ 2.0	44,614	2.4	30,456	2.8	9,757	▲ 1.9	21,344	1.2	0.839	
11月	3.6	0.9	45,380	2.9	30,196	2.6	9,779	1.7	21,358	0.9	0.838	
12月	3.9	▲ 1.9	45,675	2.5	30,783	2.4	10,087	2.8	21,597	1.6	0.837	
2023/1月	3.1	▲ 0.9	44,591	2.2	30,495	2.3	9,618	1.0	21,386	1.2	0.845	
2月	2.4	2.6	44,384	1.7	30,641	2.1	9,482	1.0	21,461	0.9	0.835	
3月	1.9	3.4	44,501	1.0	30,392	1.7	9,518	▲ 0.6	21,594	1.8	0.841	
4月	4.3	▲ 1.0	45,278	1.0	30,727	1.4	10,478	▲ 0.2	21,511	1.4	0.862	
5月	2.7	n.a.	45,147	0.7	30,399	1.3	9,993	▲ 0.3	22,032	2.8	0.856	

rは訂正值。

※1 ①秋田県毎月勤労統計の常用雇用指数、現金給与総額を基に、日本銀行秋田支店が算出。

②2022年1月以降の値は2020年基準。2021年12月以前の値は2015年基準。

※2 ①国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)の秋田県内店舗の集計値。②銀行勘定を集計。ただし、オフショア勘定を除く。

③実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。法人預金は、実質預金から個人預金、公金預金、金融機関預金を除いたもの。

④貸出については、中央政府向け貸出を除く。

※3 年・四半期の値は、年末・四半期末の値。

※4 ①秋田県内に本店を置く地方銀行および信用金庫における貸出金利を貸出残高で加重平均したもの。

②地方銀行の貸出金利、貸出残高は銀行勘定の円貸出(金融機関向け貸出を除く)。③信用金庫は全国信用金庫協会調。

資料出所: 日本銀行秋田支店



秋田県内経済情勢報告

令和 5 年 7 月

財務省東北財務局秋田財務事務所

秋田県内経済情勢報告の調査方法の概略

◆調査対象・期間

前回(令和5年4月25日発表)以降に公表された指標と、今回判断(7月下旬)までのヒアリング情報

◆資料の分析とヒアリング調査

①各種指標を網羅した資料・計数分析

当局で直接調査している法人企業景気予測調査(回答企業98社)に加え、各関係機関が調査公表している各種の調査指標を詳細に分析。

②県内企業へのヒアリング調査実施

各調査項目すべてにおいて広範かつ深度あるヒアリング調査を実施、県内企業からの協力を得て状況を聴取。

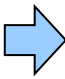
対象は主要企業のみならず中堅・中小企業にも実施。

上記により定量面・定性面を併せて分析し、経済情勢を立体的に判断。

なお、本報告の設備投資、企業収益、企業の景況感については、令和5年6月13日に公表した「法人企業景気予測調査(令和5年4-6月期)」の結果を活用しており、計数や判断コメントは6月に発表した内容と同じである。

1. 総論

【総括判断】「県内経済は、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている」

項目	前回(5年4月判断)	今回(5年7月判断)	前回比較
総括判断	持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている	持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている	




(注) 5年7月判断は、前回4月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。


(判断の要点)

個人消費は、百貨店・スーパー販売などが前年を上回っていることなどから、持ち直しつつある。生産活動は、電子部品・デバイスがスマートフォン向けで減産していることなどから、回復に向けた動きに一服感がみられる。雇用情勢は、有効求人倍率が伸び悩んでおり、横ばいの状況にある。

【各項目の判断】

項目	前回(5年4月判断)	今回(5年7月判断)	前回比較
----	------------	------------	------

個人消費	持ち直しつつある	持ち直しつつある	
生産活動	回復に向けた動きに一服感がみられる	回復に向けた動きに一服感がみられる	
雇用情勢	持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている	横ばいの状況にある	

設備投資	4年度は減少見込み	5年度は減少見込み	
企業収益	4年度は増益見込み	5年度は増益見込み	
企業の景況感	「下降」超幅が拡大	「上昇」超に転じている	
住宅建設	前年を下回っている	前年を下回っている	
公共事業	前年度を下回っている	前年度を上回っている	

【先行き】

先行きについては、各種政策の効果もあって、持ち直していくことが期待される。ただし、豪雨災害による影響のほか、物価上昇の影響、海外経済の動向等を十分に注視する必要がある。

2. 各論

■ 個人消費 「持ち直しつつある」

百貨店・スーパー販売は、総菜を中心に食料品が堅調なことや商品の値上げにより、前年を上回っている。コンビニエンスストア販売は、おにぎり等に動きがみられ、前年を上回っている。ドラッグストア販売は、新規出店効果のほか飲食料品が堅調となっており、前年を上回っている。ホームセンター販売は、季節商品の動きが鈍く、前年を下回っている。家電大型専門店販売は、テレビ等が低調となっており、前年を下回っている。乗用車販売は、納車遅延が解消に向かっており、前年を上回っている。旅行取扱の状況は、国内旅行が回復している。このように、個人消費は、持ち直しつつある。

(主なヒアリング結果)

- 電気代等の高騰により、総菜を購入し調理を控える動きがみられる。(百貨店・スーパー)
- 人気商品の特売の反応が良く、節約というよりお得感を重視する志向が強まっている。(百貨店・スーパー)
- 週末は来店客が増えており、おにぎりや飲料などが良く売れている。(コンビニエンスストア)
- 値上げを抑えている日配品や飲料の売行きが良く、日常的な商品は箱買いするなど節約志向が強まっている。
(ドラッグストア)
- 気温の低下により、園芸用品等が振るわない。また、外出の増加等によってDIY作業をする機会が減り、関連商品の売行きが芳しくない。(ホームセンター)
- テレビはスマートフォンやタブレットで代替されることが増えており、苦戦している。(家電量販店)
- 納車まで短期間の車種が増えてきている。一部の新型車は人気のため、受注を停止している。(自動車販売店)
- シニア層を中心として旅行に意欲的であり、東北以外の遠方が人気となっている。(旅行代理店)

■ 生産活動 「回復に向けた動きに一服感がみられる」

電子部品・デバイスは、電気自動車向けは底堅い動きとなっているものの、スマートフォン向けは減産している。汎用・生産用・業務用機械は、半導体製造装置向けで増産している。輸送機械は、半導体不足の影響が残っており、減産している。このように、生産活動は、回復に向けた動きに一服感がみられる。

(主なヒアリング結果)

- 電子部品の搭載点数が多い電気自動車向けは良いが、中国経済の減速や買替え需要の減少により、スマートフォン向けが低調となっている。(電子部品・デバイス)
- 納入先の工場新設に伴い、半導体製造装置向けの受注が増えており、操業度が高くなっている。(生産用機械)
- 自動車生産は回復に向かっている完成車メーカーがあるようだが、依然として受注は戻っておらず、減産している。
(輸送機械)

■ 雇用情勢 「横ばいの状況にある」

雇用情勢は、有効求人倍率が伸び悩んでおり、横ばいの状況にある。

(主なヒアリング結果)

- 人手不足ではあるものの、電気代等の物価高騰によるコスト増加から、求人を控える企業が増えている。
(公的機関)

- 設備投資 「5年度は減少見込み」(全産業)「法人企業景気予測調査」5年4-6月期
 - 製造業は、増加見込みとなっている。
 - 非製造業は、減少見込みとなっている。

- 企業収益 「5年度は増益見込み」(全産業)「法人企業景気予測調査」5年4-6月期
 - 製造業は、減益見込みとなっている。
 - 非製造業は、増益見込みとなっている。

- 企業の景況感 「『上昇』超に転じている」(全産業)「法人企業景気予測調査」5年4-6月期
 - 現状(5年4~6月期)は、「上昇」超に転じている。先行きは、「上昇」超で推移する見通しとなっている。

- 住宅建設 「前年を下回っている」
 - 新設住宅着工戸数で見ると、貸家が前年を上回っているものの、持家、分譲が前年を下回っていることから、全体としては前年を下回っている。

- 公共事業 「前年度を上回っている」
 - 前払金保証請負金額は、国、市町村等で前年度を上回っており、全体では前年度を上回っている。

- 消費者物価 「前年を上回っている」

- 金融 「貸出金残高は、前年を上回っている」

- 企業倒産 「件数、負債総額とも前年を下回っている」



秋田県内経済情勢報告

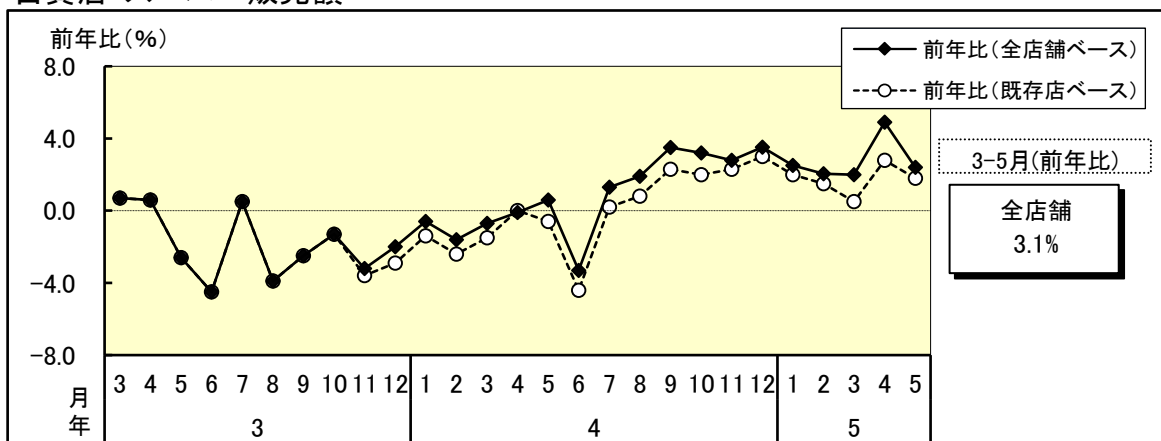
(資料編)

令和 5 年 7 月

財務省東北財務局秋田財務事務所

1. 個人消費 … 持ち直しつつある

百貨店・スーパー販売額



全店舗ベース、()書きは既存店ベース

品目別販売額

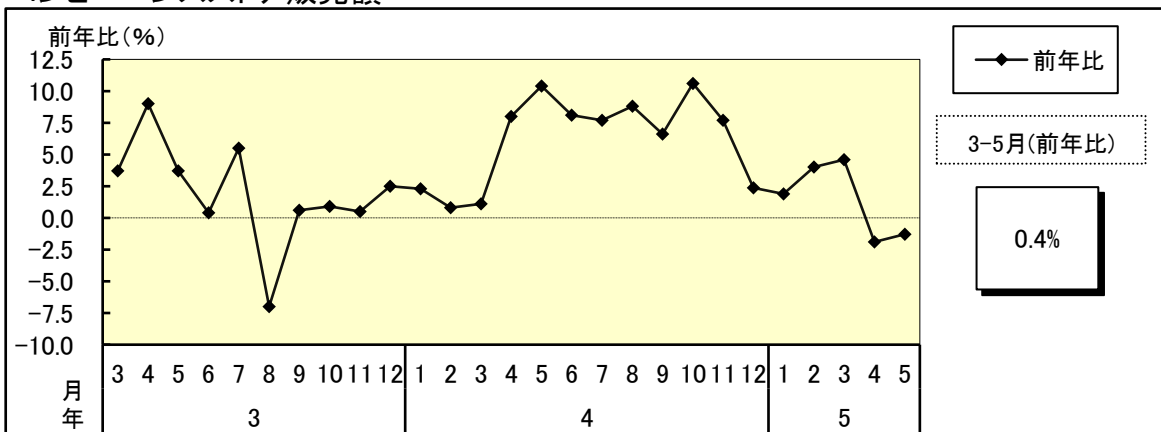
区分	東北 (前年比%)	秋田 (前年比%)
4年	0.8 (▲ 0.3)	0.9 () 0.1)
4. 4-6	▲ 0.1 (▲ 1.5)	▲ 0.9 (▲ 1.7)
7-9	1.4 () 0.6)	2.2 () 1.0)
10-12	2.1 () 1.2)	3.2 () 2.5)
5. 1-3	2.2 () 1.0)	2.2 () 1.3)
5. 1	2.2 () 1.2)	2.5 () 2.0)
2	2.4 () 1.2)	2.1 () 1.5)
3	1.9 () 0.6)	2.0 () 0.5)
4	4.6 () 2.9)	4.9 () 2.8)
5	2.1 () 0.7)	2.4 () 1.8)

区分	衣料品 (前年比%)	身の回り品 (前年比%)	飲食料品 (前年比%)	その他商品 (前年比%)
5. 1	▲ 1.7	2.5	3.7	▲ 5.0
2	5.2	6.9	2.6	▲ 5.0
3	▲ 3.5	▲ 2.8	3.0	▲ 2.7
4	▲ 8.1	▲ 5.1	6.4	▲ 1.1
5	▲ 11.0	▲ 6.0	3.9	▲ 1.9

(注) 5年5月は速報値

(注) 4年分は年間補正後

コンビニエンスストア販売額



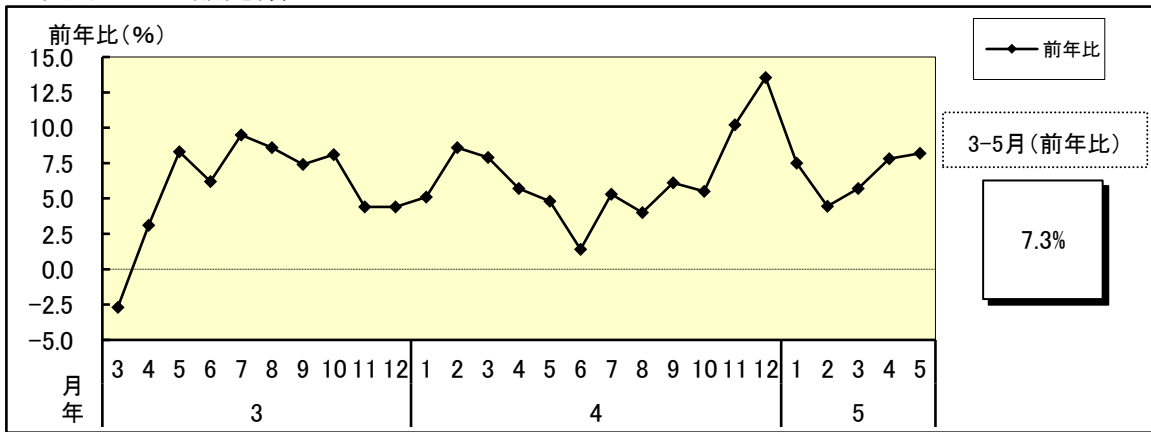
全店舗ベース
コンビニエンスストア

区分	東北 (前年比%)	秋田 (前年比%)
4年	2.9	6.3
4. 4-6	3.3	8.8
7-9	3.5	7.7
10-12	4.1	6.8
5. 1-3	3.4	3.5
5. 1	1.8	1.9
2	4.0	4.0
3	4.3	4.6
4	2.7	▲ 1.9
5	2.7	▲ 1.3

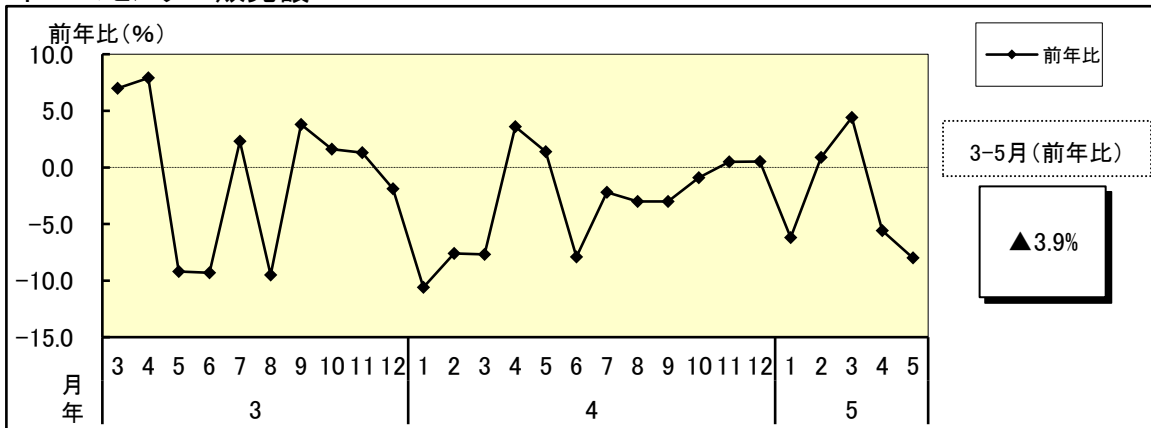
(注) 4年分は年間補正後

[経済産業省、東北経済産業局]

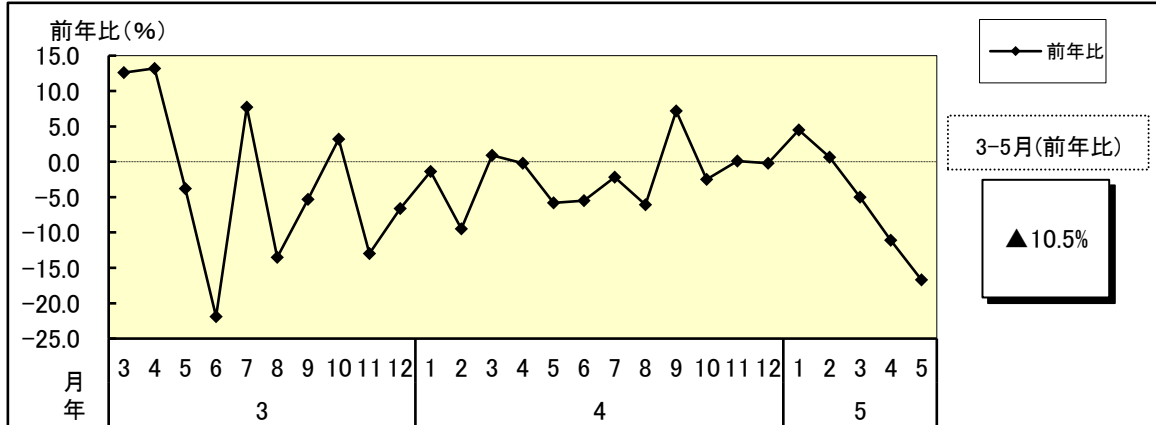
ドラッグストア販売額



ホームセンター販売額



家電大型専門店販売額



全店舗ベース

ドラッグストア

区分	東北 (前年比%)	秋田 (前年比%)
4年	8.6	6.4
4. 4-6	6.3	3.9
7-9	8.2	5.1
10-12	11.5	9.8
5. 1-3	8.1	5.9
5. 1	9.0	7.5
2	6.4	4.5
3	8.8	5.7
4	7.6	7.8
5	8.3	8.2

ホームセンター

区分	東北 (前年比%)	秋田 (前年比%)
4年	▲1.4	▲2.6
4. 4-6	▲1.4	▲0.7
7-9	▲2.1	▲2.7
10-12	1.7	0.1
5. 1-3	▲2.1	▲0.2
5. 1	▲4.4	▲6.2
2	▲0.8	0.9
3	▲0.8	4.4
4	▲4.7	▲5.6
5	▲6.4	▲8.0

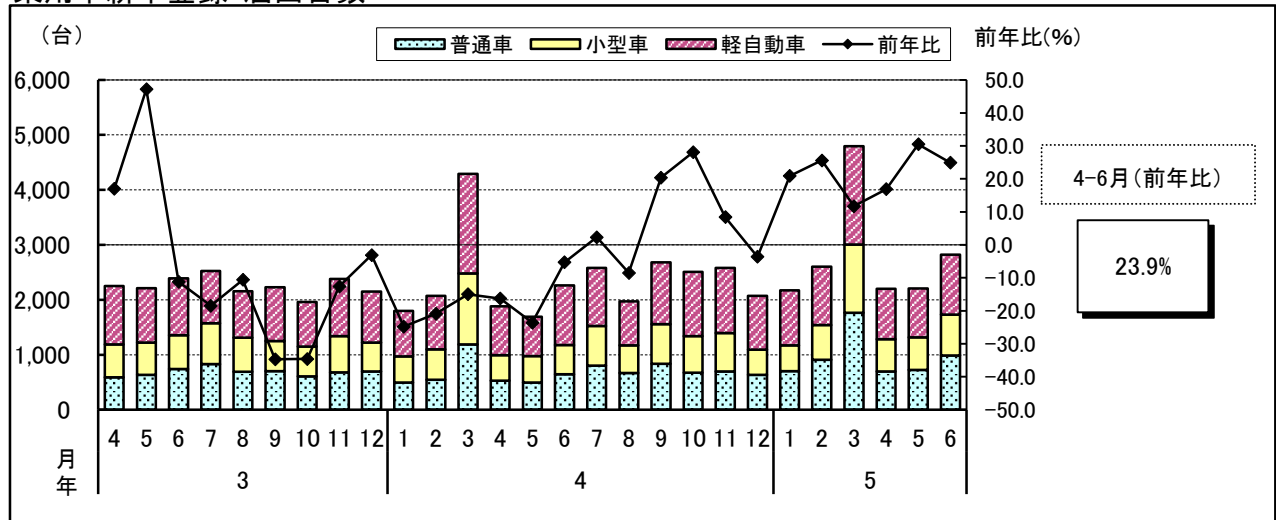
家電大型専門店

区分	東北 (前年比%)	秋田 (前年比%)
4年	▲2.7	▲2.1
4. 4-6	▲2.9	▲4.0
7-9	▲3.4	▲0.8
10-12	▲0.0	▲0.8
5. 1-3	▲1.3	▲0.1
5. 1	2.5	4.5
2	1.2	0.6
3	▲7.2	▲5.0
4	▲9.6	▲11.1
5	▲16.1	▲16.7

(注) 4年分は年間補正後

[経済産業省、東北経済産業局]

乗用車新車登録・届出台数

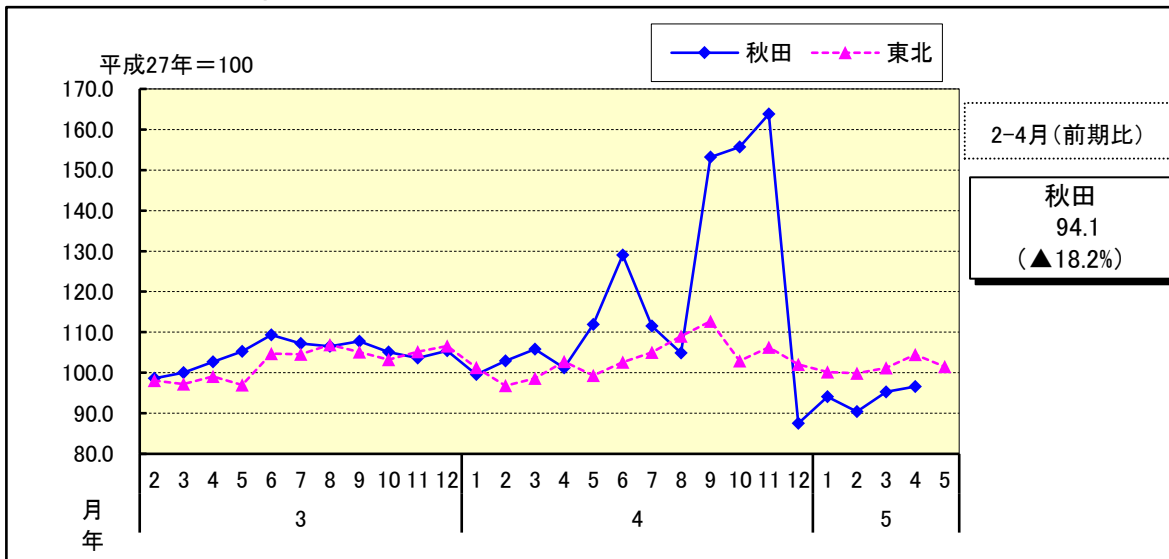


区分	東北		秋田		
	(前年比%)	(前年比%)	普通	小型	軽
4年	▲ 4.8	▲ 6.3	▲ 8.3	▲ 7.4	▲ 4.3
4. 7-9	6.1	4.8	3.7	1.6	7.8
10-12	10.0	10.4	0.9	5.5	20.2
5. 1-3	17.9	17.3	51.9	0.9	6.5
4-6	20.5	23.9	44.1	30.9	7.6
5. 2	19.5	25.6	67.8	12.8	9.5
3	16.0	11.7	48.8	▲ 3.7	▲ 1.5
4	11.4	16.9	32.2	26.8	2.8
5	22.8	30.5	45.5	24.2	24.3
6	27.3	24.9	52.9	40.7	0.5

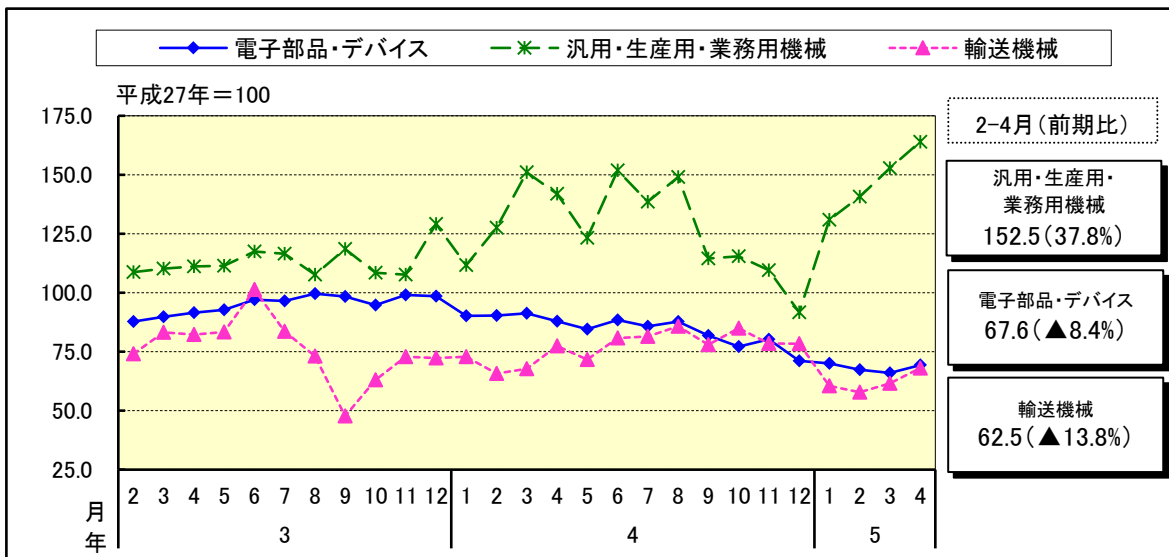
[日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会、東北運輸局]

2. 生産活動 … 回復に向けた動きに一服感がみられる

鉱工業生産指数(季節調整済)



鉱工業生産指数(業種別・季節調整済)



区分	東北 〔平成27年=100〕		秋田 (Wt. 10,000) 〔平成27年=100〕		電子部品・デバイス (Wt. 3,088.3)		汎用・生産用・業務用機械 (Wt. 1,331.9)		輸送機械 (Wt. 349.1)	
	前月比%	前年比%	前月比%	前年比%	前月比%	前年比%	前月比%	前年比%	前月比%	前年比%
4年	103.2	0.7	118.9	14.4	84.7	▲10.1	126.2	12.1	77.0	0.5
4. 4-6	101.6	2.7	114.0	10.9	86.9	▲4.1	139.0	6.8	76.6	11.3
7-9	108.9	7.2	123.2	8.1	85.1	▲2.1	134.0	▲3.6	81.7	6.7
10-12	103.8	▲4.7	135.7	10.1	76.2	▲10.5	105.5	▲21.3	80.6	▲1.3
5. 1-3	100.4	▲3.3	93.3	▲31.2	67.8	▲11.0	141.5	34.1	60.0	▲25.6
5. 1	100.2	▲1.9	94.1	7.5	70.0	▲1.5	130.9	42.7	60.5	▲22.8
2	99.9	▲0.3	90.4	▲3.9	67.4	▲3.7	140.7	7.5	57.8	▲4.5
3	101.2	1.3	95.3	5.4	66.0	▲2.1	152.8	8.6	61.6	6.6
4	104.5	3.3	96.6	1.4	69.3	5.0	164.0	7.3	68.0	10.4
5	101.5	▲2.9		3.7						

(注) 1. 前年比は原指数

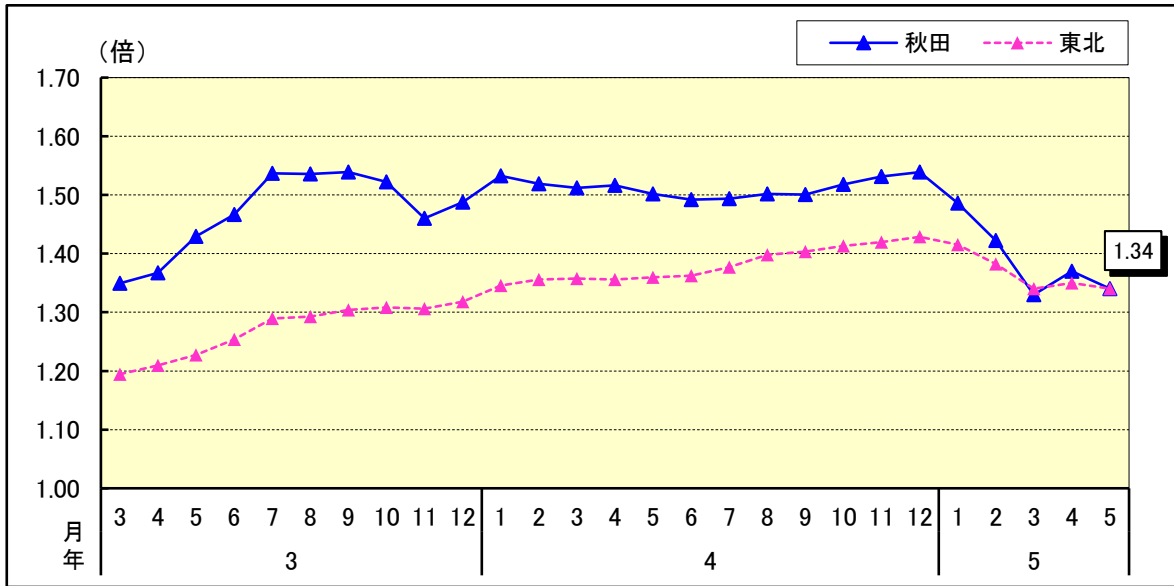
2. 東北の5年5月は速報値

3. 秋田県の4年分は年間補正後

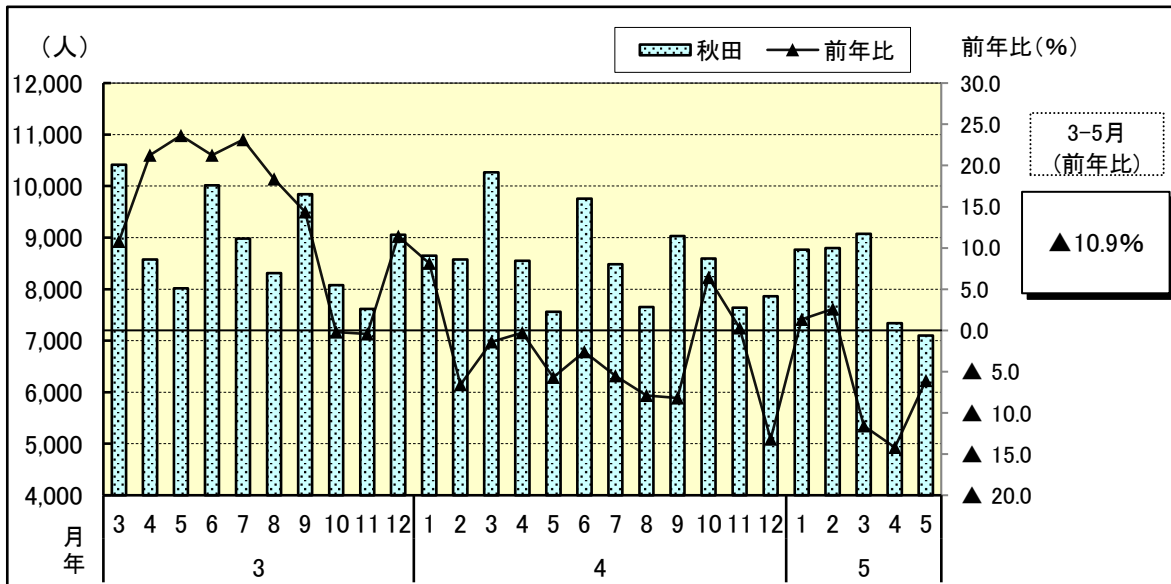
〔東北経済産業局、秋田県〕

3. 雇用情勢 … 横ばいの状況にある

有効求人倍率(季節調整値)



新規求人数(原数値・前年比)



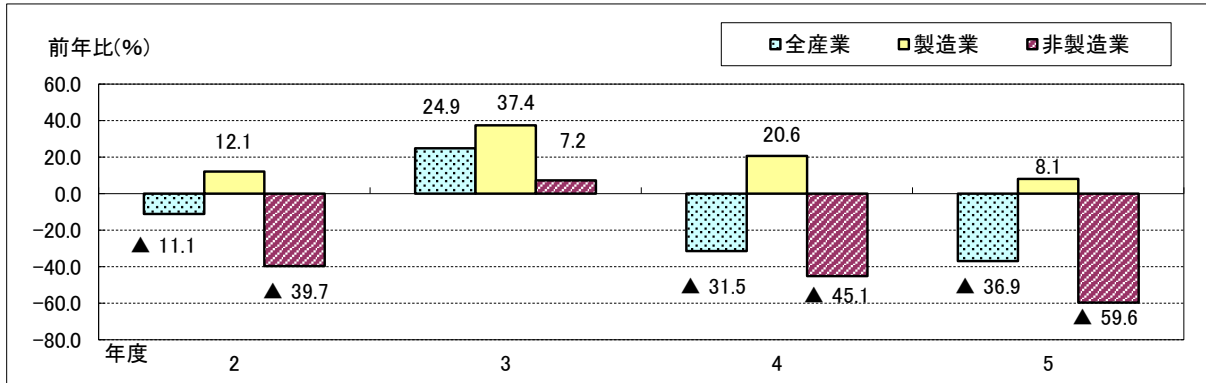
区分	有効求人倍率(季節調整値)				新規求人数		新規求職者数 (前年比%)	完全失業率	
	東北 (倍)	秋田 (倍)	有効求人 数 (人)	有効求職者 数 (人)	東北 (前年比%)	秋田 (前年比%)		東北 (%)	秋田 (%)
4年	1.38	1.51	23,381	15,451	6.7	▲ 3.3	▲ 3.0	2.7	2.3
4. 4-6	1.36	1.50	23,586	15,688	9.0	▲ 2.8	▲ 0.0	2.5	2.0
7-9	1.39	1.50	23,225	15,497	6.4	▲ 7.2	▲ 0.9	3.1	2.4
10-12	1.42	1.53	23,104	15,108	3.6	▲ 2.6	▲ 4.6	2.7	2.1
5. 1-3	1.38	1.41	22,763	16,140	3.7	▲ 3.1	10.1	2.8	3.0
5. 1	1.42	1.49	22,975	15,461	1.4	▲ 1.4	14.4		
2	1.38	1.42	23,435	16,479	12.5	▲ 2.6	19.0		
3	1.34	1.33	21,878	16,479	▲ 1.9	▲ 11.6	▲ 1.4		
4	1.35	1.37	21,381	15,654	▲ 6.0	▲ 14.2	▲ 1.2		
5	1.34	1.34	20,848	15,506	▲ 1.0	▲ 6.1	0.7		

(注) 1. 新規求人数・新規求職者数・完全失業率は原数値
2. 4年12月以前の季節調整値は改定値

[厚生労働省、総務省]

4. 設備投資 … 5年度は減少見込み

設備投資



設備投資

(前年度比増減率:%)

区分	製造業		非製造業		全産業	
5年度	(▲ 0.7)	8.1	(▲ 64.8)	▲ 59.6	(▲ 42.5)	▲ 36.9

(注) 1. ソフトウェア投資額を含み、土地購入額を除く

2. ()書きは前回調査結果

3. グラフについて、2-4年度は当該年度の1-3月期調査結果で、5年度は見込み

[秋田財務事務所「法人企業景気予測調査(5年4-6月期調査)」]

5. 企業収益 … 5年度は増益見込み

経常利益

(前年度比増減率:%)

区分	製造業		非製造業		全産業	
5年度	(▲ 77.6)	▲ 16.7	(黒字転化)	1,098.1	(▲ 67.5)	3.9

(注) 1. 電気・ガス・水道、金融・保険を除いた計数

2. ()書きは前回調査結果

[秋田財務事務所「法人企業景気予測調査(5年4-6月期調査)」]

6. 企業の景況感 … 「上昇」超に転じている

景況判断BSI【原数値】

(前期比「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

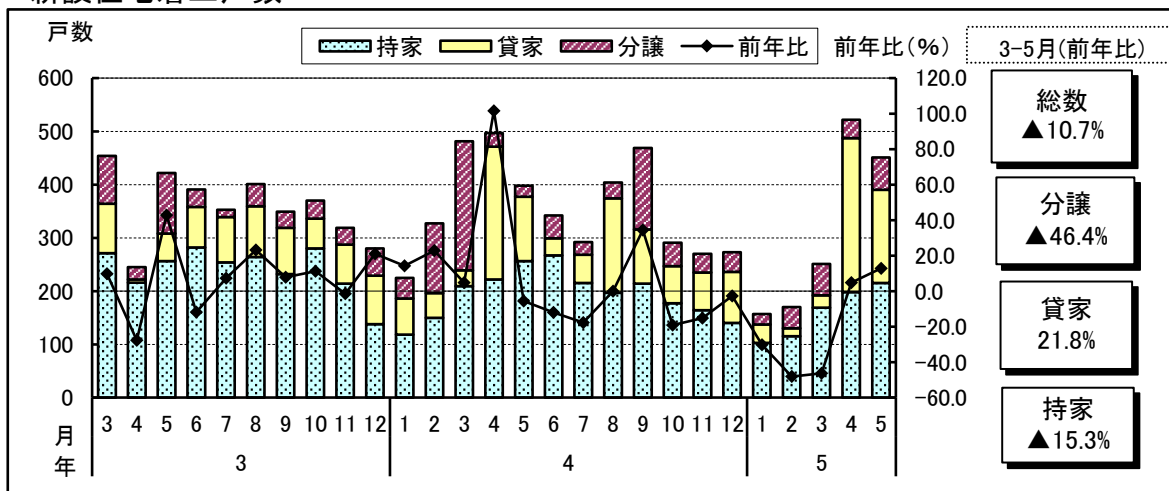
区分	5年1~3月	5年4~6月		5年7~9月		5年10~12月	
	(5年1-3月期調査)	現状判断		見通し		見通し	
全産業	(▲ 30.2)	(12.5)	6.1	(11.5)	15.3	8.2	
業種別	製造業	(▲ 34.3)	(17.1)	▲ 9.8	(14.3)	12.2	14.6
	非製造業	(▲ 27.9)	(9.8)	17.5	(9.8)	17.5	3.5

(注) ()書きは前回調査結果

[秋田財務事務所「法人企業景気予測調査(5年4-6月期調査)」]

7. 住宅建設 … 前年を下回っている

新設住宅着工戸数

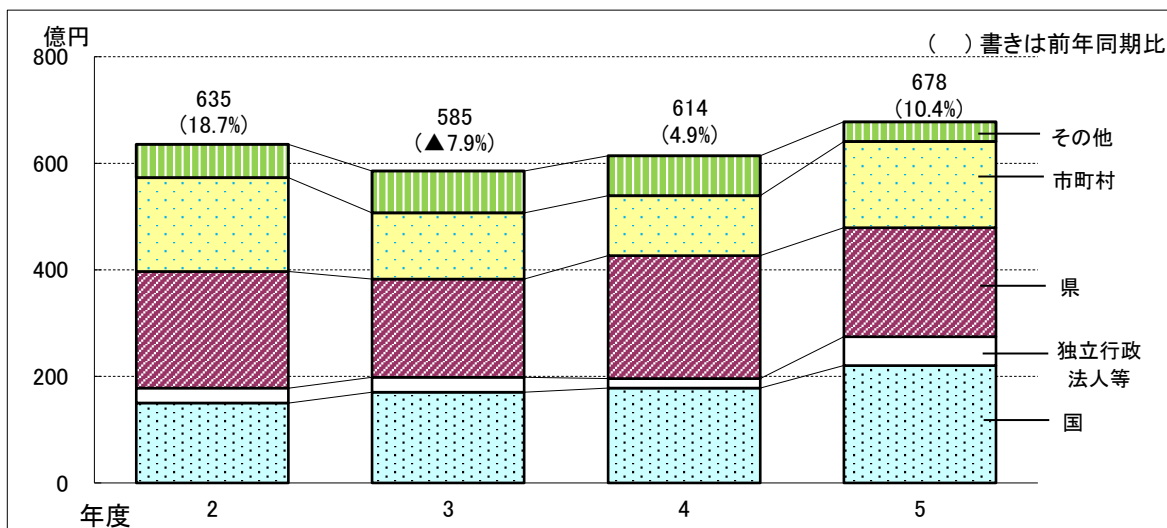


区分	東北 (前年比%)	秋田 (前年比%)	持家	貸家	分譲
4年	0.2	5.4	▲13.3	37.1	51.7
4. 4-6	▲0.2	16.9	▲1.2	200.0	▲47.1
7-9	▲1.1	5.1	▲16.5	24.3	140.7
10-12	▲5.3	▲13.1	▲23.9	7.7	▲0.9
5. 1-3	▲9.6	▲43.4	▲18.9	▲50.0	▲71.1
5. 1	▲15.4	▲30.2	▲12.7	▲50.0	▲48.7
2	2.3	▲48.2	▲23.3	▲67.4	▲69.5
3	▲13.2	▲46.4	▲19.1	▲23.3	▲75.6
4	▲9.5	4.8	▲10.8	16.1	34.6
5	▲13.8	12.8	▲16.0	44.6	190.5

[国土交通省]

8. 公共事業 … 前年度を上回っている

前払金保証請負金額(6月末累計)



(注) その他には地方公社を含む

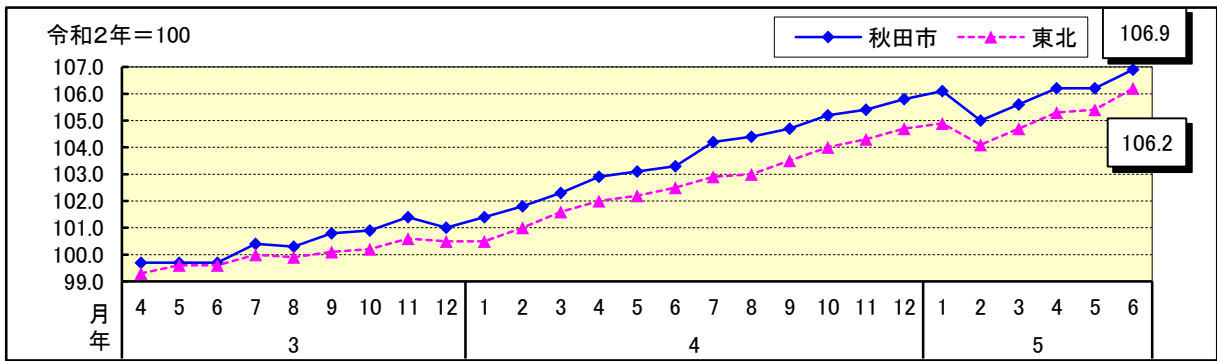
(単月)

月	5年4月	5月	6月
前年同月比%	▲2.8	51.5	13.5

[東日本建設業保証(株)ほか]

9. 消費者物価 … 前年を上回っている

消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)



[令和2年=100]

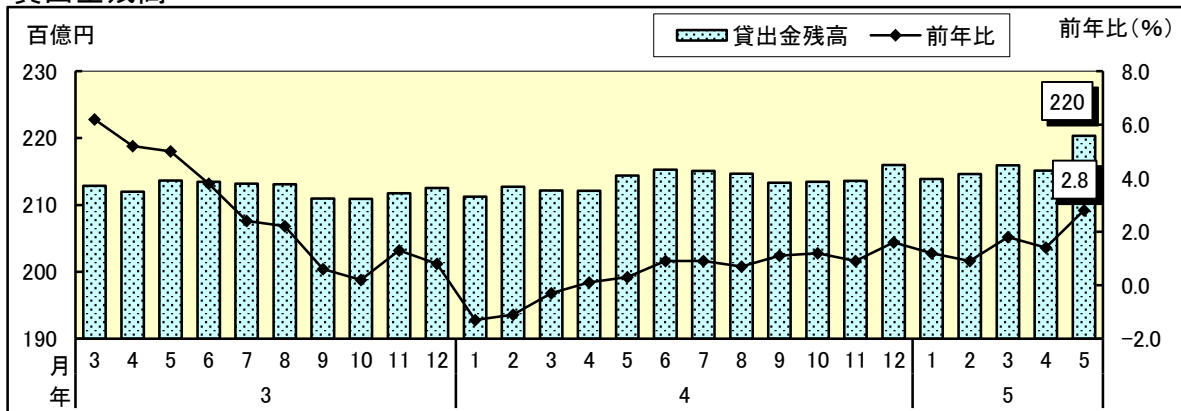
区分	生鮮食品を除く総合					
	東北			秋田市		
	指数	前月比%	前年比%	指数	前月比%	前年比%
4年	102.7	-	2.7	103.7	-	3.3
4. 7-9	103.1	0.9	3.1	104.4	1.3	3.9
10-12	104.3	1.2	3.9	105.5	1.1	4.4
5. 1-3	104.6	0.3	3.6	105.6	0.1	3.7
4-6	105.6	1.0	3.3	106.4	0.8	3.2
5. 2	104.1	▲ 0.7	3.1	105.0	▲ 1.0	3.2
3	104.7	0.6	3.0	105.6	0.5	3.2
4	105.3	0.6	3.2	106.2	0.6	3.2
5	105.4	0.1	3.1	106.2	0.0	3.0
6	106.2	0.8	3.7	106.9	0.7	3.5

(注) 四半期分については、端数処理後の月別指数を基に算出

[総務省]

10. 金融 … 貸出金残高は、前年を上回っている

貸出金残高

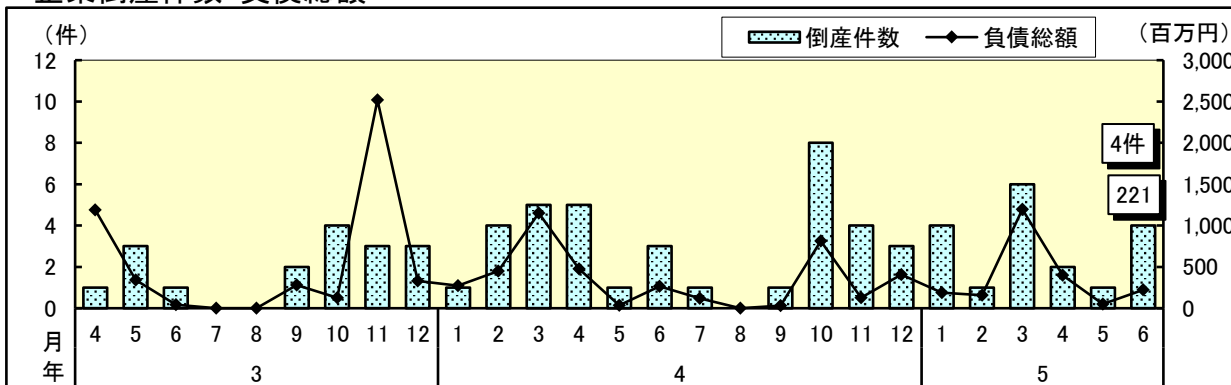


(注) 在店舗ベース

[日本銀行]

11. 企業倒産 … 件数、負債総額とも前年を下回っている

企業倒産件数・負債総額



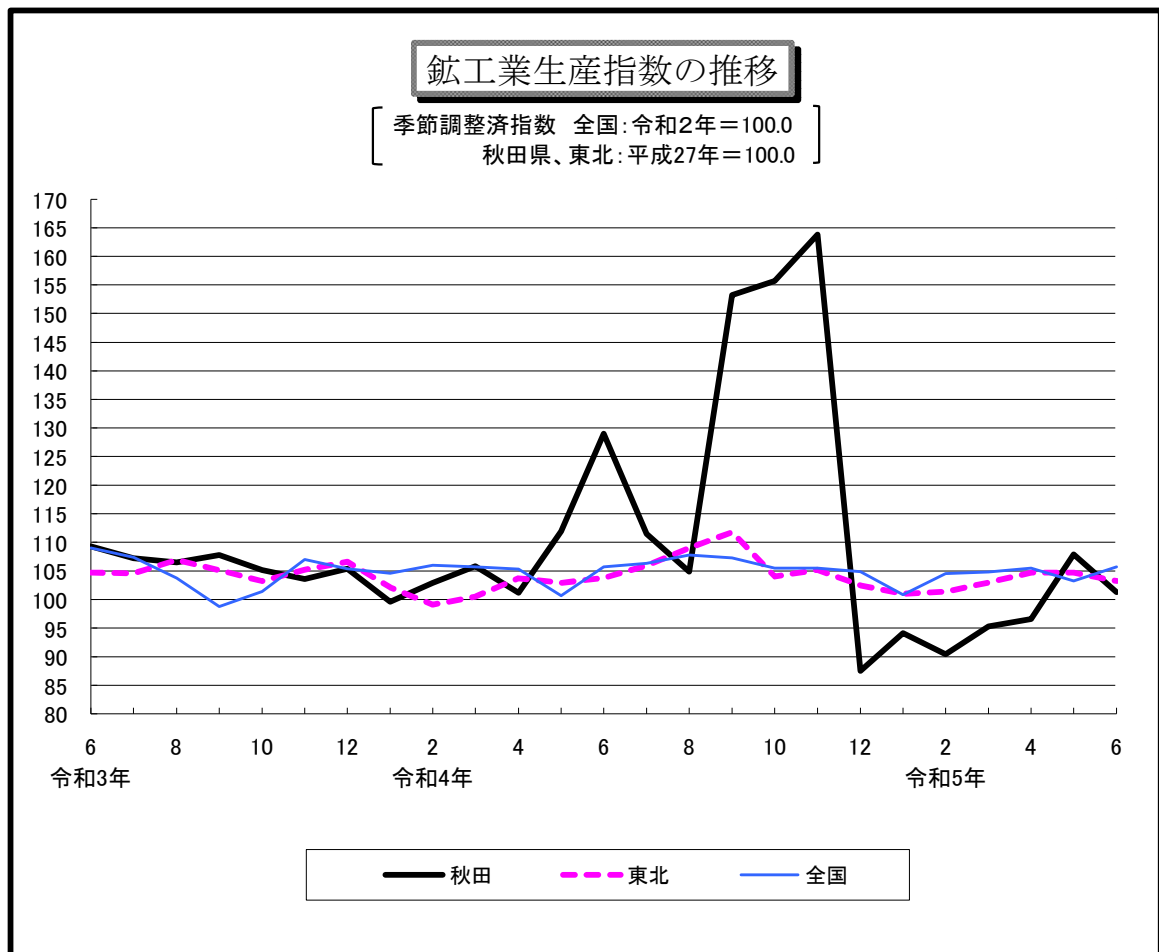
区分	件数			負債総額		
	東北	秋田		東北	秋田	
	前年比%	(件)	前年比%	前年比%	(百万円)	前年比%
4年	42.1	36	89.5	▲ 9.1	4,145	▲ 15.3
4. 7-9	9.5	2	0.0	▲ 49.5	150	▲ 46.4
10-12	44.3	15	50.0	▲ 17.5	1,346	▲ 54.8
5. 1-3	▲ 8.7	11	10.0	62.4	1,543	▲ 17.5
4-6	65.7	7	▲ 22.2	125.7	671	▲ 13.8
5. 2	16.1	1	▲ 75.0	360.3	157	▲ 65.0
3	▲ 14.0	6	20.0	▲ 11.1	1,196	4.1
4	13.6	2	▲ 60.0	▲ 9.2	400	▲ 16.1
5	45.5	1	0.0	▲ 22.8	50	38.9
6	134.8	4	33.3	476.7	221	▲ 16.6

〔株〕東京商工リサーチ

平成27年基準

秋田県鉱工業生産指数月報

令和5年6月分



全国:令和2年=100.0
秋田県、東北:平成27年=100.0

	季節調整済指数			原指数		
	令和5年 6月	令和5年 5月	前月比(%)	令和5年 6月	令和4年 6月	前年同月比(%)
秋 田	101.3	107.9	▲ 6.1	102.1	130.0	▲ 21.5
東 北	103.2	104.7	▲ 1.4	104.1	104.7	▲ 0.6
全 国	105.7	103.2	2.4	108.3	108.3	0.0

秋田県企画振興部調査統計課

令和5年8月31日

☆利用上の注意

- 1 基準時
平成27年を基準時としています。指数値は、平成27年の月平均を100.0とした比率で示され、ウエイトは平成27年の産業構造（付加価値額構成比）に基づき算出しています。
基準時は5年ごとに改定します。（＝基準改定）
令和2年1月分の公表から現在の平成27年基準に変更しています。
ただし、全国の数値については、令和2年を基準とした指数値に改定されています。
- 2 分類
日本標準産業分類に基づく業種分類と、品目の経済的な用途に着目した財分類の2つの方法で分類しています。
- 3 採用品目
採用品目数は130品目です。
- 4 指数作成の方法
指数の算式は、基準年固定ウエイトで加重平均するラスパイレス数量算式を使用しています。

☆用語の説明

- 1 原指数
指数作成用データから直接算出した指数をいいます。
- 2 季節調整及び季節調整済指数
気候、社会制度を要因とした1年を周期として繰り返される変動を経済データから取り除くことを季節調整といい、原指数に季節調整を行った指数を季節調整済指数といいます。なお、本県における季節指数算定には、「センサス局法のX-12-ARIMA」を用いています。
季節調整済指数＝原指数／季節指数（曜日、祝祭日、うるう年指数を含む）
- 3 年指数
1月から12月までの指数を平均した指数をいいます。
- 4 四半期別指数
四半期ごとの指数を平均した指数をいい、第1四半期は1～3月、第2四半期は4～6月、第3四半期は7～9月、第4四半期は10～12月となります。
- 5 寄与度
各業種の指数の増減が、鉱工業総合指数の伸び率を何ポイント（％）押し上げたか、又は押し下げたかを表したもので、次式により算定します。
寄与度＝(当期業種－前期業種)×業種ウエイト／前期総合×総合ウエイト×100

◇◇◇インターネットで最新の統計情報をご覧ください。◇◇◇
アドレス <https://www.pref.akita.lg.jp/>

この月報についての問い合わせは次に御連絡ください。

秋田県企画振興部調査統計課経済統計チーム
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1
tel 018-860-1256 fax 018-860-1252
美の国あきたネット掲載 有

令和5年6月の秋田県鉱工業生産指数の動向

1 概況

令和5年6月の秋田県鉱工業生産指数は季節調整済指数が101.3（前月比6.1%減）で4か月ぶりに低下した。また、原指数は102.1で前年同月比21.5%の低下となった。

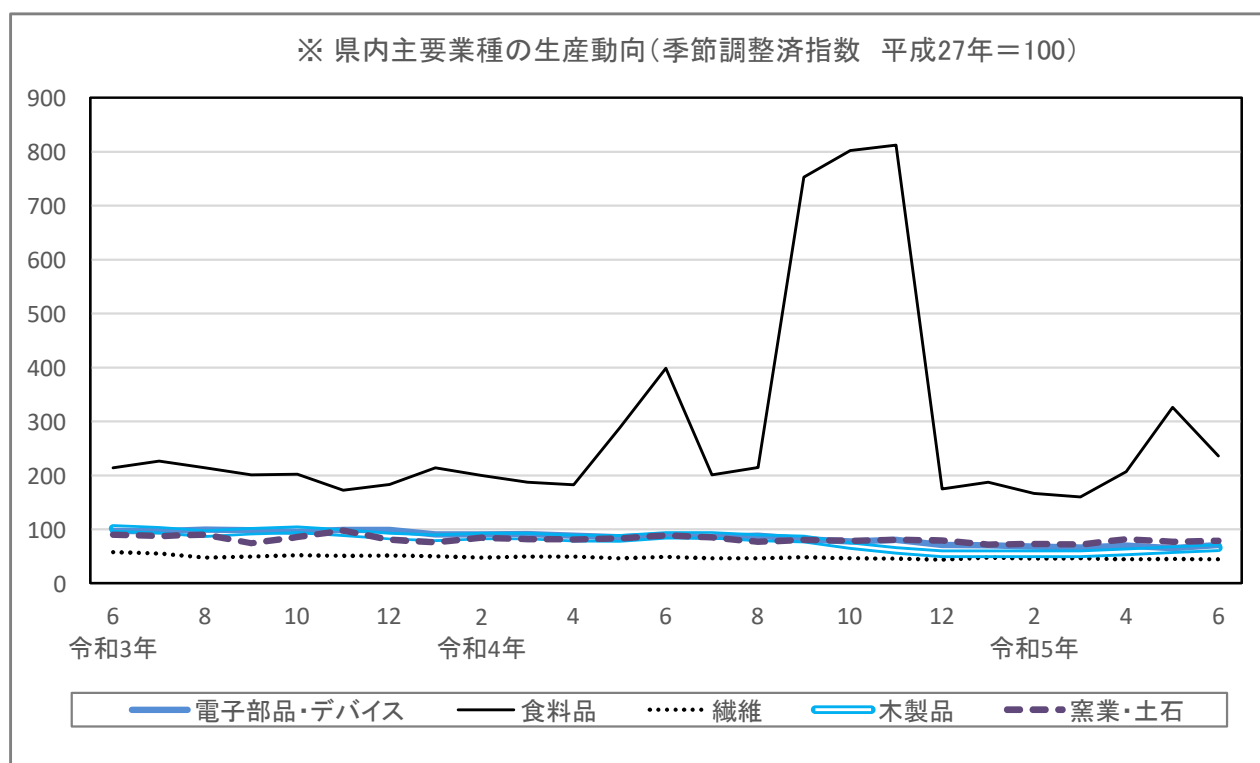
業種別にみると、化学工業、電子部品・デバイス工業、その他工業など7業種で上昇し、食料品工業、生産用機械工業、パルプ・紙・紙加工品工業など8業種で低下した。

全国の季節調整済指数は105.7で前月比2.4%の上昇となり、東北は103.2で前月比1.4%の低下となった。

（季節調整済指数 平成27年＝100）

上昇した主な業種				
業種名	指数値	前月比(%)	寄与度(%)	寄与した主な品目
化学工業	123.1	33.7	2.202	複合肥料(化成肥料)
電子部品・デバイス工業	71.1	9.7	1.803	液晶素子
その他工業	74.8	8.6	0.397	普通合板

低下した主な業種				
業種名	指数値	前月比(%)	寄与度(%)	寄与した主な品目
食料品工業	236.1	▲27.6	▲8.483	冷凍調理食品
生産用機械工業	141.4	▲21.4	▲1.925	産業用ロボット
パルプ・紙・紙加工品工業	82.7	▲32.7	▲1.142	製紙パルプ



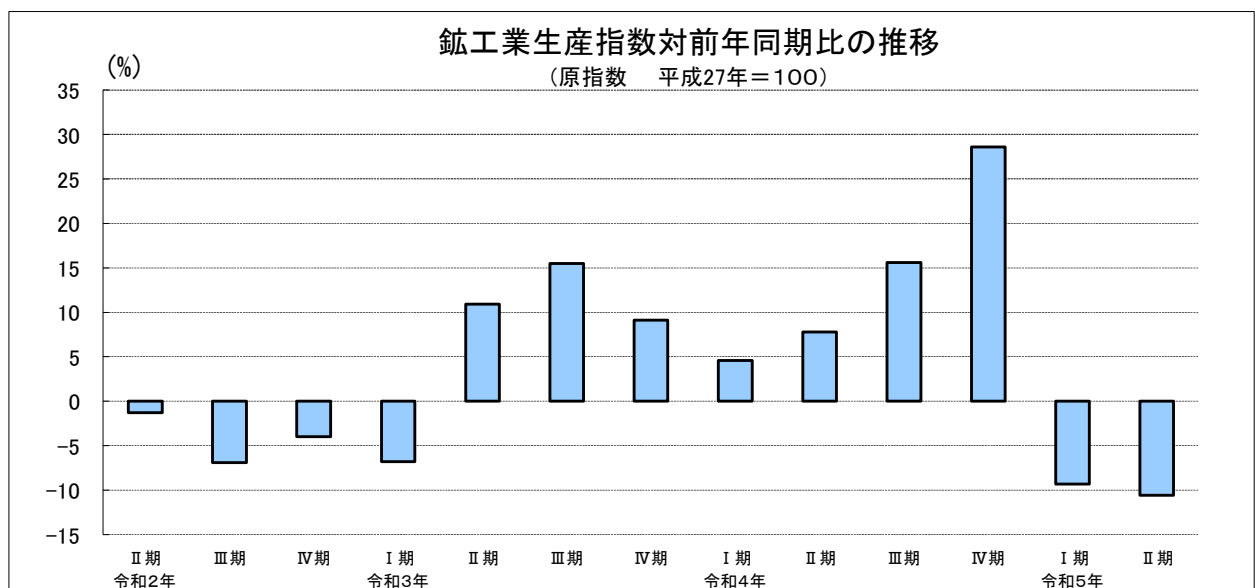
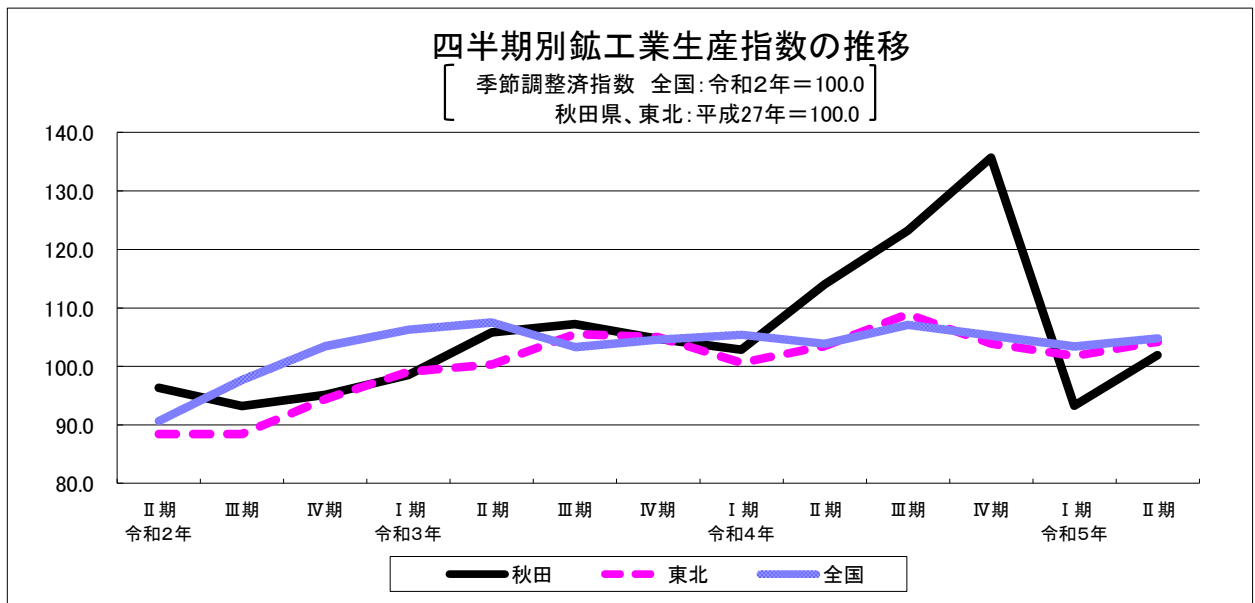
令和5年 第Ⅱ四半期(4月～6月)の動向

1 概況

令和5年第Ⅱ四半期の鉱工業生産指数は、季節調整済指数が101.9（前期比9.2%増）と2期ぶりに上昇した。なお全国は104.8で前期比1.4%の上昇、東北は104.2で前期比2.4%の上昇となった。

(平成27年=100)

区分	季節調整済指数			原指数		
	5年Ⅱ期	5年Ⅰ期	前期比(%)	5年Ⅱ期	4年Ⅱ期	前年同期比(%)
秋田	101.9	93.3	9.2	100.7	112.7	▲ 10.6
東北	104.2	101.8	2.4	100.1	99.1	1.0
全国	104.8	103.4	1.4	102.5	101.5	1.0



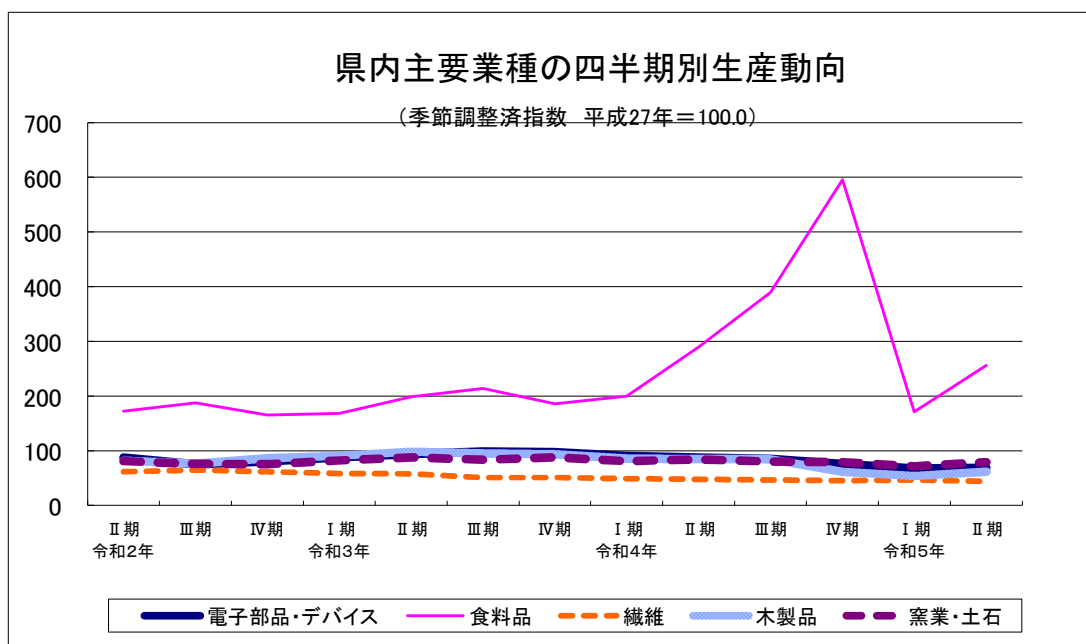
2 業種別の動向

季節調整済指数を業種別に前期と比較すると、食料品工業、生産用機械工業、金属製品工業など8業種で上昇し、鉄鋼・非鉄金属工業、汎用・業務用機械工業、化学工業など7業種で低下した。

(季節調整済指数 平成27年=100)

上昇した業種			
業種名	指数値	前期比(%)	寄与度(%)
食料品工業	256.3	49.9	9.319
生産用機械工業	192.6	13.8	1.347
金属製品工業	102.9	21.3	1.005

低下した主な業種			
業種名	指数値	前期比(%)	寄与度(%)
鉄鋼・非鉄金属工業	72.7	▲ 14.8	▲ 0.910
汎用・業務用機械工業	115.6	▲ 6.8	▲ 0.722
化学工業	97.9	▲ 4.7	▲ 0.394



		鉱工業						
		総合	製造 工業	鉄鋼・ 非鉄金属 工業	金属製品 工業	生産用 機械 工業	汎用・ 業務用 機械工業	電気・情報 通信機械 工業
		10000.0	9911.1	673.7	517.8	539.5	792.4	128.6
		130	128	10	5	13	8	2
原 指 数	令和元年平均	98.8	98.9	96.4	91.5	101.7	115.4	89.6
	令和2年平均	97.5	97.6	87.8	88.7	91.6	118.4	84.1
	令和3年平均	103.9	104.1	81.6	86.9	103.4	118.9	76.0
	令和4年平均	118.9	119.4	78.7	101.2	129.5	124.0	101.6
	前年比(%)	14.4	14.7	▲ 3.6	16.5	25.2	4.3	33.7
	令和4年Ⅱ期	112.7	113.1	98.4	77.2	148.6	124.9	113.6
	Ⅲ期	117.3	117.8	61.7	133.1	153.4	123.6	94.7
	Ⅳ期	141.3	142.0	85.3	107.6	75.4	128.5	107.2
	令和5年Ⅰ期	94.7	95.0	85.2	99.2	162.0	121.5	138.6
	Ⅱ期	100.7	101.0	78.5	82.1	174.3	112.7	125.6
	前年同期比(%)	▲ 10.6	▲ 10.7	▲ 20.2	6.3	17.3	▲ 9.8	10.6
	令和4年6月	130.0	130.6	93.2	70.7	217.4	127.7	190.7
	7月	109.0	109.3	91.3	213.5	164.1	120.5	91.7
	8月	92.9	93.3	50.2	86.0	156.7	122.9	61.8
	9月	150.0	150.8	43.6	99.7	139.4	127.5	130.6
	10月	157.8	158.6	80.0	110.1	85.4	127.7	78.4
	11月	172.3	173.3	89.8	122.1	73.0	126.5	151.7
	12月	93.9	94.0	86.1	90.7	67.9	131.4	91.6
	令和5年1月	89.1	89.2	87.0	98.2	103.0	127.9	149.6
2月	92.0	92.2	81.8	98.1	141.1	121.7	100.3	
3月	103.1	103.5	86.8	101.4	242.0	114.9	165.8	
4月	97.3	97.6	81.7	76.3	204.7	113.8	76.6	
5月	102.6	103.0	76.0	89.1	139.8	111.1	159.7	
6月	102.1	102.5	77.9	81.0	178.3	113.2	140.6	
前年同月比(%)	▲ 21.5	▲ 21.5	▲ 16.4	14.6	▲ 18.0	▲ 11.4	▲ 26.3	
季 節 調 整 指 数	令和4年Ⅱ期	114.0	114.5	91.7	98.6	157.1	127.9	115.5
	Ⅲ期	123.2	123.7	70.7	150.3	155.0	122.6	101.0
	Ⅳ期	135.7	136.3	82.0	92.8	77.2	126.7	113.1
	令和5年Ⅰ期	93.3	93.5	85.3	84.8	169.3	124.1	117.4
	Ⅱ期	101.9	102.3	72.7	102.9	192.6	115.6	130.9
	前期比(%)	9.2	9.4	▲ 14.8	21.3	13.8	▲ 6.8	11.5
	令和4年6月	129.0	129.4	90.2	87.0	172.4	128.2	165.3
	7月	111.5	111.8	87.0	242.7	174.5	117.9	116.4
	8月	104.9	105.4	50.3	102.4	192.4	122.9	76.8
	9月	153.2	153.8	74.7	105.9	98.2	127.0	109.7
	10月	155.7	156.4	81.3	98.1	102.6	124.9	85.0
	11月	163.8	164.7	81.9	99.7	82.4	125.0	162.2
	12月	87.5	87.7	82.9	80.5	46.7	130.2	92.1
	令和5年1月	94.1	94.4	82.6	93.2	133.8	131.7	152.4
	2月	90.4	90.6	90.8	73.7	169.7	128.3	96.4
	3月	95.3	95.6	82.6	87.6	204.3	112.3	103.5
	4月	96.6	96.9	71.2	105.0	256.4	119.3	93.4
	5月	107.9	108.4	71.6	103.9	179.9	113.9	177.5
	6月	101.3	101.6	75.4	99.7	141.4	113.6	121.8
前月比(%)	▲ 6.1	▲ 6.3	5.3	▲ 4.0	▲ 21.4	▲ 0.3	▲ 31.4	

		電子部品・ デバイス 工業	輸送機械 工業	窯業・ 土石製品 工業	化学 工業	プラスチック 製品 工業	パルプ・紙・ 紙加工品 工業	繊維 工業	食料品 工業	
		ウエイト	3088.3	349.1	486.0	766.4	33.3	307.3	482.6	1019.3
		品目数	18	4	10	13	3	6	6	13
原 指 数	令和元年平均	91.8	93.7	87.0	110.5	108.8	91.1	69.5	127.0	
	令和2年平均	82.8	81.5	78.0	116.2	99.9	83.7	64.3	171.4	
	令和3年平均	94.2	76.6	85.4	120.2	190.9	82.5	54.4	190.4	
	令和4年平均	84.7	77.0	81.0	103.2	189.2	86.7	47.0	367.5	
	前年比(%)	▲ 10.1	0.5	▲ 5.2	▲ 14.1	▲ 0.9	5.1	▲ 13.6	93.0	
	令和4年Ⅱ期	86.4	68.0	83.5	93.1	195.4	83.1	48.2	293.9	
	Ⅲ期	83.7	82.1	87.8	96.1	182.1	95.9	46.2	337.0	
	Ⅳ期	77.8	88.9	86.2	110.5	186.1	79.1	45.5	624.1	
	令和5年Ⅰ期	67.8	60.9	59.2	108.6	170.5	84.4	45.6	183.0	
	Ⅱ期	68.1	65.7	78.2	94.0	167.5	69.0	44.5	259.4	
	前年同期比(%)	▲ 21.2	▲ 3.4	▲ 6.3	1.0	▲ 14.3	▲ 17.0	▲ 7.7	▲ 11.7	
	令和4年 6月	87.4	75.9	96.7	102.2	200.8	101.0	50.3	395.0	
	7月	85.6	85.0	94.3	99.3	180.0	99.4	48.6	174.7	
	8月	84.6	76.9	74.5	77.3	165.8	92.8	43.0	157.8	
	9月	81.0	84.4	94.5	111.6	200.4	95.5	47.0	678.6	
	10月	80.2	89.3	93.7	102.5	189.0	83.8	47.1	775.8	
	11月	82.1	90.3	88.4	108.1	184.9	83.9	45.4	900.1	
	12月	71.1	87.0	76.5	120.8	184.5	69.5	44.1	196.5	
	令和5年 1月	67.6	59.4	52.5	88.0	151.0	85.8	42.7	176.9	
2月	67.5	56.5	58.7	105.1	164.9	76.1	44.5	184.8		
3月	68.4	66.7	66.3	132.7	195.6	91.3	49.5	187.4		
4月	69.7	61.0	76.4	92.7	160.5	39.7	44.9	225.6		
5月	64.3	62.9	72.5	77.4	165.8	82.6	43.1	318.5		
6月	70.3	73.3	85.6	112.0	176.1	84.8	45.6	234.2		
前年同月比(%)	▲ 19.6	▲ 3.4	▲ 11.5	9.6	▲ 12.3	▲ 16.0	▲ 9.3	▲ 40.7		
季 節 調 整 指 数	令和4年Ⅱ期	86.9	76.6	84.2	96.7	187.0	95.1	47.9	289.6	
	Ⅲ期	85.1	81.7	80.4	109.0	188.8	92.5	46.5	389.5	
	Ⅳ期	76.2	80.6	79.2	101.7	200.0	79.9	45.0	596.0	
	令和5年Ⅰ期	67.8	60.0	71.7	102.7	161.3	83.4	46.3	171.0	
	Ⅱ期	68.4	73.9	78.9	97.9	160.5	81.1	44.2	256.3	
	前期比(%)	0.9	23.2	10.0	▲ 4.7	▲ 0.5	▲ 2.8	▲ 4.5	49.9	
	令和4年 6月	88.4	80.8	88.7	112.3	184.5	98.5	48.4	398.2	
	7月	85.7	81.5	84.6	110.4	176.4	88.7	46.0	201.3	
	8月	87.8	85.8	76.7	103.2	186.3	96.1	45.9	214.5	
	9月	81.9	77.9	80.0	113.4	203.6	92.7	47.7	752.7	
	10月	77.1	84.9	78.7	104.4	208.1	77.1	46.2	801.6	
	11月	80.3	78.5	80.0	93.8	193.3	93.8	45.2	811.9	
	12月	71.1	78.4	78.9	107.0	198.5	68.7	43.7	174.6	
	令和5年 1月	70.0	60.5	71.6	88.5	151.3	79.7	47.3	187.2	
	2月	67.4	57.8	72.4	95.5	159.3	85.5	45.6	165.8	
	3月	66.0	61.6	71.2	124.2	173.2	85.1	45.9	160.0	
	4月	69.3	68.0	81.9	78.5	151.3	37.8	44.2	207.0	
	5月	64.8	75.5	76.2	92.1	168.5	122.8	44.6	325.9	
	6月	71.1	78.1	78.5	123.1	161.8	82.7	43.9	236.1	
前月比(%)	9.7	3.4	3.0	33.7	▲ 4.0	▲ 32.7	▲ 1.6	▲ 27.6		

平成27年=100

									(参考)	
		その他 工業	ゴム製品 工業	皮革製品 工業	木材・木 製品工業	その他 製品工業	鋳業	原油・天然 ガス鋳業	汎用・生産用 業務用 機械工業	
ウエイト		726.8	84.7	35.5	477.6	129.0	88.9	88.9	1331.9	
品目数		17	2	1	10	4	2	2	21	
原 指 数	令和元年平均	98.8	113.4	59.6	103.9	81.1	88.5	88.5	109.9	
	令和2年平均	85.2	124.7	67.7	85.8	61.8	85.7	85.7	107.6	
	令和3年平均	94.7	114.8	28.6	94.6	100.0	81.6	81.6	112.6	
	令和4年平均	81.5	110.4	17.4	79.0	89.7	72.5	72.5	126.2	
	前年比(%)	▲ 13.9	▲ 3.8	▲ 39.2	▲ 16.5	▲ 10.3	▲ 11.2	▲ 11.2	12.1	
	令和4年Ⅱ期	87.6	116.0	17.4	83.8	102.6	68.7	68.7	134.5	
	Ⅲ期	81.6	111.2	16.5	83.2	73.9	63.6	63.6	135.7	
	Ⅳ期	69.9	103.1	9.2	64.7	84.3	73.9	73.9	107.0	
	令和5年Ⅰ期	65.9	111.9	9.5	53.2	98.2	72.0	72.0	137.9	
	Ⅱ期	68.9	112.6	9.3	61.1	85.4	61.0	61.0	137.7	
	前年同期比(%)	▲ 21.3	▲ 2.9	▲ 46.6	▲ 27.1	▲ 16.8	▲ 11.2	▲ 11.2	2.4	
	令和4年6月	90.2	110.5	15.2	92.9	87.8	66.6	66.6	164.1	
	7月	84.8	114.6	23.3	87.0	73.8	69.0	69.0	138.2	
	8月	78.2	110.5	15.3	80.3	66.3	59.2	59.2	136.6	
	9月	81.7	108.6	11.0	82.3	81.6	62.5	62.5	132.3	
	10月	75.9	106.5	10.1	72.2	87.7	70.9	70.9	110.6	
	11月	71.8	110.5	8.5	66.0	85.5	70.1	70.1	104.8	
	12月	62.1	92.2	9.0	55.9	79.7	80.8	80.8	105.7	
	令和5年1月	60.4	112.6	9.7	50.5	76.8	80.9	80.9	117.8	
2月	63.4	106.5	9.7	51.7	93.2	70.2	70.2	129.5		
3月	73.8	116.7	9.1	57.3	124.6	64.8	64.8	166.4		
4月	66.2	112.6	9.4	55.3	91.7	63.7	63.7	150.6		
5月	65.5	108.6	8.3	58.9	77.5	59.3	59.3	122.8		
6月	75.0	116.7	10.3	69.1	87.1	60.0	60.0	139.6		
前年同月比(%)	▲ 16.9	5.6	▲ 32.2	▲ 25.6	▲ 0.8	▲ 9.9	▲ 9.9	▲ 14.9		
季 節 調 整 指 数	令和4年Ⅱ期	87.8	113.5	16.0	84.8	96.2	69.5	69.5	139.0	
	Ⅲ期	83.8	110.7	17.3	84.8	85.0	69.1	69.1	134.0	
	Ⅳ期	67.9	101.6	10.1	61.4	88.1	74.2	74.2	105.5	
	令和5年Ⅰ期	66.0	117.7	9.1	54.2	90.0	66.2	66.2	141.5	
	Ⅱ期	69.0	110.0	8.7	61.9	83.4	61.6	61.6	143.0	
	前期比(%)	4.5	▲ 6.5	▲ 4.4	14.2	▲ 7.3	▲ 6.9	▲ 6.9	1.1	
	令和4年6月	90.0	108.8	14.9	88.4	97.5	71.4	71.4	151.9	
	7月	86.0	111.1	24.5	88.8	76.3	73.0	73.0	138.5	
	8月	85.3	113.0	16.6	84.3	98.3	62.7	62.7	149.0	
	9月	80.2	108.1	10.8	81.3	80.5	71.6	71.6	114.5	
	10月	74.4	105.2	10.9	69.5	92.6	75.1	75.1	115.4	
	11月	68.7	110.3	9.0	60.6	90.5	72.5	72.5	109.5	
	12月	60.6	89.4	10.4	54.1	81.3	75.1	75.1	91.7	
	令和5年1月	65.5	115.8	9.5	54.5	89.4	70.7	70.7	130.9	
	2月	63.4	114.5	9.3	54.0	85.0	68.3	68.3	140.7	
	3月	69.0	122.9	8.6	54.2	95.6	59.5	59.5	152.8	
	4月	63.4	106.2	8.0	58.0	68.3	60.7	60.7	164.0	
	5月	68.9	109.0	7.9	61.8	85.1	59.8	59.8	135.8	
	6月	74.8	114.9	10.1	65.8	96.7	64.3	64.3	129.2	
前月比(%)	8.6	5.4	27.8	6.5	13.6	7.5	7.5	▲ 4.9		

平成27年=100

		最終	投資財				消費財		生産財	鉱工業用	その他用
		需要財	資本財	建設財	消費財	耐久消費財	非耐久消費財	生産財	生産財	生産財	
ウェイト		3987.9	2513.8	1419.4	1094.4	1474.1	20.1	1454.0	6012.1	5730.5	281.6
品目数		61	39	19	20	22	2	20	69	63	6
原 指 数	令和元年平均	105.7	105.4	100.7	111.5	106.2	31.1	107.3	95.7	94.6	119.5
	令和2年平均	112.1	99.1	100.2	97.7	134.3	12.4	136.0	89.0	87.7	116.4
	令和3年平均	116.5	100.8	101.9	99.3	143.2	17.9	145.0	97.1	95.7	125.9
	令和4年平均	164.1	106.1	114.5	95.2	263.0	25.9	266.3	90.2	88.8	117.1
	前年比(%)	40.9	5.3	12.4	▲ 4.1	83.7	44.7	83.7	▲ 7.1	▲ 7.2	▲ 7.0
	令和4年Ⅱ期	147.8	109.7	122.7	92.7	212.9	22.1	215.5	90.7	90.1	101.7
	Ⅲ期	165.4	120.6	124.1	116.2	241.6	21.3	244.6	86.7	85.6	108.4
	Ⅳ期	220.2	91.6	95.5	86.4	439.5	36.4	445.0	90.0	87.6	138.7
	令和5年Ⅰ期	115.0	103.5	130.3	68.6	134.5	23.8	136.1	82.0	79.3	137.2
	Ⅱ期	137.0	107.7	128.4	80.8	187.0	26.2	189.2	77.4	76.7	89.8
	前年同期比(%)	▲ 7.3	▲ 1.8	4.6	▲ 12.8	▲ 12.2	18.6	▲ 12.2	▲ 14.7	▲ 14.9	▲ 11.7
	令和4年6月	188.7	133.3	155.5	104.4	283.3	24.4	286.9	92.4	93.0	80.6
	7月	136.6	140.2	123.4	161.9	130.4	19.2	131.9	91.9	91.8	94.2
	8月	111.3	108.4	124.0	88.2	116.1	20.5	117.4	82.0	81.5	91.7
	9月	248.2	113.3	124.8	98.4	478.4	24.3	484.6	86.1	83.5	139.4
	10月	262.5	96.4	99.0	93.0	545.7	54.7	552.5	89.5	87.3	134.1
	11月	291.6	93.4	94.3	92.3	629.5	27.2	637.8	94.2	91.7	144.1
	12月	106.4	84.9	93.2	74.0	143.2	27.3	144.8	86.2	83.7	137.8
	令和5年1月	105.9	92.2	112.3	66.1	129.2	16.2	130.8	78.7	76.5	122.6
2月	110.5	95.5	118.9	65.0	136.1	25.7	137.6	80.4	78.3	121.5	
3月	128.5	122.7	159.8	74.7	138.3	29.6	139.8	87.0	83.0	167.6	
4月	129.3	108.9	135.9	73.7	164.3	23.9	166.2	76.7	75.6	98.3	
5月	147.2	100.5	118.2	77.6	226.7	21.9	229.5	73.8	74.0	69.3	
6月	134.5	113.7	131.2	91.0	170.1	32.7	172.0	81.6	80.6	101.7	
前年同月比(%)	▲ 28.7	▲ 14.7	▲ 15.6	▲ 12.8	▲ 40.0	34.0	▲ 40.0	▲ 11.7	▲ 13.3	26.2	
季 節 調 整 指 数	令和4年Ⅱ期	148.0	113.1	127.1	94.2	209.4	23.0	212.0	92.4	91.4	112.2
	Ⅲ期	171.4	120.5	122.5	116.8	272.6	21.6	276.2	91.6	89.8	130.2
	Ⅳ期	213.3	88.0	94.9	80.4	422.9	31.6	428.5	86.3	84.5	122.1
	令和5年Ⅰ期	114.4	105.8	132.0	72.0	127.1	26.4	128.5	79.8	77.5	121.2
	Ⅱ期	138.0	111.5	134.1	81.8	184.5	27.5	186.8	78.7	77.8	99.8
	前期比(%)	20.6	5.4	1.6	13.6	45.2	4.2	45.4	▲ 1.4	0.4	▲ 17.7
	令和4年6月	180.8	124.0	141.4	99.8	284.2	23.3	287.7	93.2	92.6	104.2
	7月	140.9	140.9	124.2	161.9	145.1	22.3	146.7	93.6	92.0	130.8
	8月	129.7	116.7	134.8	93.3	152.4	21.5	154.3	89.7	87.9	127.3
	9月	243.7	103.8	108.5	95.1	520.3	21.1	527.6	91.4	89.4	132.6
	10月	264.7	95.7	105.2	85.4	559.1	49.7	565.8	87.6	86.0	122.2
	11月	279.1	92.1	98.3	82.7	579.8	23.0	588.3	88.4	86.5	123.6
	12月	96.0	76.3	81.1	73.2	129.9	22.2	131.3	82.9	81.1	120.5
	令和5年1月	116.4	103.9	125.8	75.3	137.5	19.7	139.0	79.2	77.0	114.0
	2月	108.8	99.0	129.8	65.3	124.7	28.1	126.0	79.4	78.1	106.3
	3月	118.0	114.5	140.4	75.5	119.2	31.3	120.6	80.9	77.5	143.4
	4月	131.5	119.9	152.7	78.0	152.0	31.5	153.4	75.3	74.9	85.6
	5月	153.7	108.9	130.2	80.4	231.0	19.7	234.5	78.6	78.3	82.4
	6月	128.9	105.8	119.3	87.0	170.6	31.2	172.5	82.3	80.3	131.5
前月比(%)	▲ 16.1	▲ 2.8	▲ 8.4	8.2	▲ 26.1	58.4	▲ 26.4	4.7	2.6	59.6	

秋田県・東北・全国の鉱工業生産指数

全国：令和2年＝100
秋田県、東北：平成27年＝100

原 指 数	秋 田		東 北		全 国	
	鉱工業総合	増減率(%)	鉱工業総合	増減率(%)	鉱工業総合	増減率(%)
		(前年比)		(前年比)		(前年比)
令和元年平均	98.8	▲ 7.1	99.1	▲ 3.9	111.6	▲ 2.6
令和2年平均	97.5	▲ 1.3	92.7	▲ 6.5	100.0	▲ 10.4
令和3年平均	103.9	6.6	102.5	10.6	105.4	5.4
令和4年平均	118.9	14.4	r 104.2	1.7	105.3	▲ 0.1
		(前年同期比)		(前年同期比)		(前年同期比)
令和4年Ⅱ期	112.7	7.8	r 99.1	2.3	101.5	▲ 3.4
Ⅲ期	117.3	15.6	r 109.1	4.6	106.9	4.0
Ⅳ期	141.3	28.7	r 107.1	▲ 1.1	107.2	▲ 0.2
令和5年Ⅰ期	94.7	▲ 9.3	r 103.2	1.9	104.0	▲ 1.3
Ⅱ期	100.7	▲ 10.6	p 100.1	1.0	102.5	1.0
		(前年同月比)		(前年同月比)		(前年同月比)
令和4年6月	130.0	18.1	r 104.7	▲ 1.3	108.3	▲ 3.0
7月	109.0	3.9	r 105.7	0.6	107.9	▲ 1.8
8月	92.9	▲ 1.1	r 103.3	4.9	100.8	5.7
9月	150.0	42.0	r 118.4	8.2	112.1	8.7
10月	157.8	47.8	r 103.9	0.2	105.4	3.1
11月	172.3	58.1	r 110.2	1.7	108.6	▲ 1.4
12月	93.9	▲ 17.3	r 107.3	▲ 5.0	107.6	▲ 2.2
令和5年1月	89.1	▲ 5.4	r 95.7	▲ 0.8	94.0	▲ 2.8
2月	92.0	▲ 12.0	r 99.2	3.7	100.8	▲ 0.6
3月	103.1	▲ 9.9	r 114.6	2.5	117.2	▲ 0.8
4月	97.3	▲ 4.7	r 99.2	0.6	102.6	▲ 0.7
5月	102.6	▲ 3.2	r 97.1	3.4	96.7	4.2
6月	102.1	▲ 21.5	p 104.1	▲ 0.6	108.3	0.0
季節調整済指数		(前期比)		(前期比)		(前期比)
令和4年Ⅱ期	114.0	10.9	r 103.5	2.9	103.9	▲ 1.4
Ⅲ期	123.2	8.1	r 108.9	5.2	107.1	3.1
Ⅳ期	135.7	10.1	r 103.9	▲ 4.6	105.3	▲ 1.7
令和5年Ⅰ期	93.3	▲ 31.2	r 101.8	▲ 2.0	103.4	▲ 1.8
Ⅱ期	101.9	9.2	p 104.2	2.4	104.8	1.4
		(前月比)		(前月比)		(前月比)
令和4年6月	129.0	15.3	r 103.8	0.9	105.7	5.0
7月	111.5	▲ 13.6	r 105.9	2.0	106.3	0.6
8月	104.9	▲ 5.9	r 109.0	2.9	107.8	1.4
9月	153.2	46.0	r 111.8	2.6	107.3	▲ 0.5
10月	155.7	1.6	r 104.0	▲ 7.0	105.5	▲ 1.7
11月	163.8	5.2	r 105.2	1.2	105.5	0.0
12月	87.5	▲ 46.6	r 102.5	▲ 2.6	104.9	▲ 0.6
令和5年1月	94.1	7.5	r 101.0	▲ 1.5	100.8	▲ 3.9
2月	90.4	▲ 3.9	r 101.4	0.4	104.5	3.7
3月	95.3	5.4	r 103.1	1.7	104.8	0.3
4月	96.6	1.4	r 104.7	1.6	105.5	0.7
5月	107.9	11.7	r 104.7	0.0	103.2	▲ 2.2
6月	101.3	▲ 6.1	p 103.2	▲ 1.4	105.7	2.4

注：「p」は速報値、「r」は修正値である。

秋田県特定(産業別)最低賃金

非鉄金属製錬・精製業

日本標準産業分類の名称等		
分類番号	産業名	主な産業名の例示
E23	非鉄金属製造業	
E230	管理、補助的経済活動を行う事業所(23非鉄金属製造業)	非鉄金属製錬・精製業に掲げる産業において管理補助的経済活動を行う事業所に限る
E231	非鉄金属第1次製錬・精製業	
E2311	銅第1次製錬・精製業	銅精錬・精製業、銅製造業(主として鉱石から製造するもの)、電気銅精製業
E2312	亜鉛第1次製錬・精製業	亜鉛精錬・精製業(主として鉱石から製造するもの)、電気亜鉛精製業
E2319	その他の非鉄金属第1次製錬・精製業	鉛、金・銀・白金、貴金属、ニッケル、チタン、ウラン、トリウム、アルミニウムの製錬・精製業、すず・アンチモン・水銀・マンガン・クロム・タングステン・モリブデン・マグネシウム・ゲルマニウム・シリコン・タンタル、アルミナの精製業
E232	非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)	
E2321	鉛第2次製錬・精製業(鉛合金製造業を含む)	鉛再生業、はんだ・減摩合金製造業、活字合金製造業
E2322	アルミニウム第2次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む)	アルミニウム再生業、アルミニウム合金製造業
E2329	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)	貴金属・すず・水銀・ニッケル・亜鉛再生業、貴金属合金・銅合金・ニッケル合金・チタン合金・すず合金・亜鉛合金製造業
L7282	純粋持株会社	

秋田県特定(産業別)最低賃金

電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、
その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計
算機・同附属装置製造業

日本標準産業分類の名称等		
分類番号	産業名	主な産業名の例示
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		
E281 電子デバイス製造業		
E2811	電子管製造業	真空管(通信用)、X線管、水銀整流管、光電管、バラスト管、マイクロ波管など
E2812	光電変換素子製造業	発光ダイオード、フォトカプラ、インタラプタなど
E2813	半導体素子製造業(光電変換素子を除く)	ダイオード、トランジスタ、サイリスタ、サーミスタなど
E2814	集積回路製造業	半導体集積回路、薄膜集積回路、混成集積回路、超小型構造集積回路
E2815	液晶パネル・フラットパネル製造業	液晶パネル、プラズマパネル、液晶素子
E282 電子部品製造業		
E2821	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	抵抗器、コンデンサ、変成器、電子機器用小型電源変圧器製造業、電子機器用蓄電器など
E2822	音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業	スピーカ部品、マイクロホン部品、イヤホン部品、ヘッドホン部品、磁気ヘッド、小型モータ(入力電力3ワット未満)
E2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業	コネクタ(配線器具を除く)、スイッチ(配線器具、電力用開閉器を除く)、リレー(電力用継電器、遮断器を除く)
E283 記録メディア製造業		
E2831	半導体メモリメディア製造業	SDメモ리카ード、メモリースティック、コンパクトフラッシュ、xDピクチャーカード
E2832	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業(非該当)	光ディスク、CD・R/RW、DVD・R/RW/RAM、磁気ディスク、フレキシブルディスク、、MO、オーディオ用テープ、ビデオ用テープ、コンピュータ用テープ
E284 電子回路製造業		
E2841	電子回路基板製造業	プリント配線板、モジュール基板
E2842	電子回路実装基板製造業	プリント配線実装基板、モジュール実装基板
E285 ユニット部品製造業		
E2851	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業	スイッチング電源、放送(通信)受信チューナユニット、分配・分岐・混合・分波・整合器、ブースタユニット、コンバータユニット、エアコンユニット、選局ユニット、タイマユニット、モジュレータユニットなど
E2852	その他のユニット部品製造業	電子部品組立、紙幣識別ユニット、硬貨区分ユニット、液晶表示ユニットなど
E289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		
E2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	電力用を除く整流器・ダイヤル・プラグ・ジャック、磁性材部分品、雑音防止、テレビ画面安定器、共振子・発振子、フィルタ、ソケット、センサなど

E29 電気機械器具製造業

E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

E2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械器具製造業(非該当)	一般産業用及び鉄道車両、船舶用の電動機、発電機並びに電動機、内燃機関、蒸気機関、蒸気タービンなどにより動かされる発電装置、その他の回転電気機械。 ただし、内燃機関用電動機、発電機はE2922。 例:発電機;電動発電機;回転変流器;ターボゼネレータ
E2912	変圧器類製造業(電子機器用を除く)(非該当)	送配電用及び機器用の変圧器類。 無線周波及び低周波変成器、チョークコイルなどの電子機器用変成器はE2821。 例:変圧器(送配電用、機器用、シグナル用);ネオン変圧器;計器用変成器;リアクトル;電圧調整器
E2913	電力開閉装置製造業(非該当)	電力開閉装置
E2914	配電盤・電力制御装置製造業(非該当)	遮断器、電気制御装置及び避雷装置。 主な製品は、配電盤、配電ばこ、継電器、自動調整装置、断路器、遮断器、制御器、避雷器、電力用ヒューズ装置など。 主としてリアクトル及び電圧調整器はE2912。 例:配電盤;遮断器;制御装置(車両用を含む);起動器;抵抗器(電力用のもの);継電器(電力用のもの)
E2915	配線器具・配線附属品製造業(非該当)	配線器具(小形開閉器、点滅器、接続器、電球保持器など)及び配線ばこ並びに部品(パネルボード、小形配線ばこ、ヒューズなど)。 陶磁器製絶縁材料はE2144に、ガラス絶縁材料はE2119に分類されるが、電線管接続附属品及び電鈴(ベル用変圧器を含む)は本分類に含まれる。電気照明器具はE2942。 例:開閉器;点滅器;接続器;電球保持器;鉄道用配線器具;パネルボード;小形配線ばこ;ヒューズ;電線管接続附属品;ベル用変圧器;プラスチック製差込プラグ;スイッチ

E292 産業用電気機械器具製造業

E2921	電気溶接機製造業(非該当)	電弧溶接機;抵抗溶接機;電極保持具(溶接用) ガス溶接機はE2662
E2922	内燃機関電装品製造業(非該当)	自動車及び航空機用スターターモーター及び発電機、点火用コイル、ディストリビュータ、充電機、磁石発電機、点火せん及び点火せん用結線装置など。 例:スターターモータ(自動車・航空機用);航空機用電装品;点火せん・点火装置(内燃機関用);電動機・発電機(内燃機関用);電気式始動機;セルモータ; <u>ワイヤーハーネス</u> など
E2929	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)(非該当)	コンデンサ(電子機器用を除く)、電気窯炉、産業用電熱装置、電力変換装置、整流器、赤外線乾燥装置など

E293 民生用電気機械器具製造業

E2931	ちゅう房機器製造業(非該当)	電子レンジ、電磁調理器、電気がま、トースタ、ホットプレート、ジューサミキサ、ジャーポット、食器乾燥機、食器洗い機、電気冷蔵庫など
E2932	空調・住宅関連機器製造業(非該当)	扇風機、換気扇、電気温水器、除湿器、家庭用エアコンディショナ、空気清浄機など。業務用エアコンディショナはE2535。
E2933	衣料衛生関連機器製造業(非該当)	家庭用電気洗濯機、衣類乾燥機、電気アイロン、電気掃除機、ハンドクリーナーなど。営業用洗濯機、ドライクリーニング機、プレス機はE2721。
E2939	その他の民生用電気機械器具製造業(非該当)	電気ストーブ、電気こたつ、電気毛布、電気カーペット、電気かみそり、電気マッサージ器具、ヘアドライヤ、家庭用生ごみ処理機など

E294 電球・電気照明器具製造業

E2941	電球製造業(非該当)	白熱電球、蛍光灯、写真フラッシュ用電球など
E2942	電気照明器具製造業(非該当)	白熱電灯器具、放電灯器具、携帯電灯、発電ランプ及びこれら附属品

E295 電池製造業

E2951	蓄電池製造業	蓄電池
E2952	一次電池(乾電池、湿電池)製造業	乾電池、湿電池、水銀電池、アルカリ電池

E296 電子応用装置製造業		
E2961	X線装置製造業	医療用・歯科用X線装置、X線探傷機など
E2962	医療用電子応用装置製造業	医療用粒子加速装置、医療用放射性物質応用装置、超音波画像診断装置、超音波ドブラ診断装置、磁気共鳴画像診断装置高周波・低周波治療器レーザー応用治療装置など
E2969	その他の電子応用装置製造業	粒子加速装置、放射性物質応用装置、高周波電力応用装置、超音波応用装置、電磁応用探知装置、レーザー装置、電子顕微鏡、水中聴音装置、高周波ミシン、電子応用測定装置、(医療用を除く)など
E297 電子計測器製造業		
E2971	電気計測器製造業(別掲を除く) (非該当)	電流計、電圧計、積算電力計、位相計、周波数計、検電計、音量計、電気動力計など
E2972	工業計器製造業(非該当)	温度自動調節装置、圧力自動調節装置、流体自動調節装置、流体組成自動調節装置、液面調節装置、自動燃焼調節装置、ガス制御装置など
E2973	医療用計測器製造業(非該当)	体温・血圧等検査用モニタ、生体磁気計測装置、心電・脳波・筋電等検査用モニタ、集中患者監視装置、新生児モニタ、多現象モニタ、分娩監視装置、呼吸機能検査機器、視覚機能検査機器、臨床化学検査機器、血液検査機器、心電計など
E299 その他の電気機械器具製造業		
E2999	その他の電気機械器具製造業	電球用口金、導入線、シリコンウエハ、モリブデン製品、電子用タングステン、永久磁石など(太陽電池製造を含む)
E30 情報通信機械器具製造業		
E301 通信機械器具・同関連機械器具製造業		
E3011	有線通信機械器具製造業(非該当)	電話機、交換機、電信機、ファクシミリ、デジタル伝送装置、搬送装置、有線放送装置など
E3012	携帯電話機・PHS電話機製造業 (非該当)	携帯電話機・PHS電話機
E3013	無線通信機械器具製造業(非該当)	ラジオ送信装置、テレビジョン放送装置、放送用テレビカメラ、無線送信機器、無線受信機器、ロラン装置、レーダ、着陸誘導装置、距離方位測定装置、気象観測装置、遠隔制御装置、無線応用航法装置、GPS装置、カーナビゲーションシステムなど
E3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業(非該当)	ラジオ受信機・テレビジョン受信機。ラジオ付カセットレコーダはE3023
E3015	交通信号保安装置製造業(非該当)	電気信号装置、鉄道信号機、自動転てつ器、分岐機
E3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業(非該当)	火災警報装置、盗難警報装置、発光信号装置、通報信号装置
E302 映像・音響機械器具製造業		
E3021	ビデオ機器製造業	磁気録画装置、画像再生装置、DVDプレーヤー、ビデオカメラ、防犯カメラなど
E3022	デジタルカメラ製造業	デジタルカメラなど
E3023	電気音響機械器具製造業(非該当)	ステレオセット、ICレコーダ、ハイファイ用増幅器、オーディオディスクプレーヤ、カーステレオ、カラオケ、イヤホン、ヘッドホン、補聴器、マイクロホンなど
E303 電子計算機・同附属装置製造業		
E3031	電子計算機製造業(パーソナルコンピュータ製造業を除く)	アナログ形電子計算機、デジタル形電子計算機、電子会計機、半導体設計用装置
E3032	パーソナルコンピュータ製造業	パーソナルコンピュータ
E3033	外部記憶装置製造業	磁気ディスク装置、光ディスク装置、ディスクアレイ装置、内蔵型FDD、DVDマルチメディアドライブなど
E3034	印刷装置製造業	ラインプリンタ、ページプリンタなど

E3035	表示装置製造業	CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ、スキャナー、端末装置、その他の入力装置など
E3039	その他の附属装置製造業	スキャナー、現金自動預け払い機

※1 上記に掲げる該当産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

※2 純粋持ち株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記の該当産業に分類されるものに限る。)

秋田県特定(産業別)最低賃金

自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類の名称等		
分類番号	産業名	主な産業名の例示
E31	輸送用機械器具製造業	
E310	管理、補助的経済活動を行う事業所 (E31輸送用機械器具製造業)	自動車・同附属品製造業に掲げる産業において管理補助的経済活動を行う事業所に限る
E311	自動車・同附属品製造業	
E3111	自動車製造業(二輪自動車を含む)	各種自動車(二輪自動車を含む)の完成品及び自動車シャーシの製造並びに組立。構内運搬車両はE315、トラクタはE26。
E3112	自動車車体・附随車製造業	乗用車、トラック、バスの車体の製造並びに車体のシャーシの組付け。
E3113	自動車部分品・附属品製造業	自動車用エンジン、ブレーキ、クラッチ、ラジエータ、変速機、トランスミッション、車輪、ワイパー、オイルフィルタ、方向指示器、自動車バルブ、カーエアコン、カーヒーター、クラクション、バックミラーなど。 タイヤ、チューブはE19、自動車用ガラスはE21、自動車用金物・自動車用スタンプ加工品はE24、ヘッドライト・点火装置・蓄電池はE29。
L7282	純粋持株会社	

(注) 自動車用ワイヤハーネス製造業の産業分類は、
 中分類 E29 電気機械器具製造業
 小分類 E292 産業用電気機械器具製造業
 細分類 E2922 内燃機関電装品製造業
 に含まれる。

秋田県特定(産業別)最低賃金

自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業

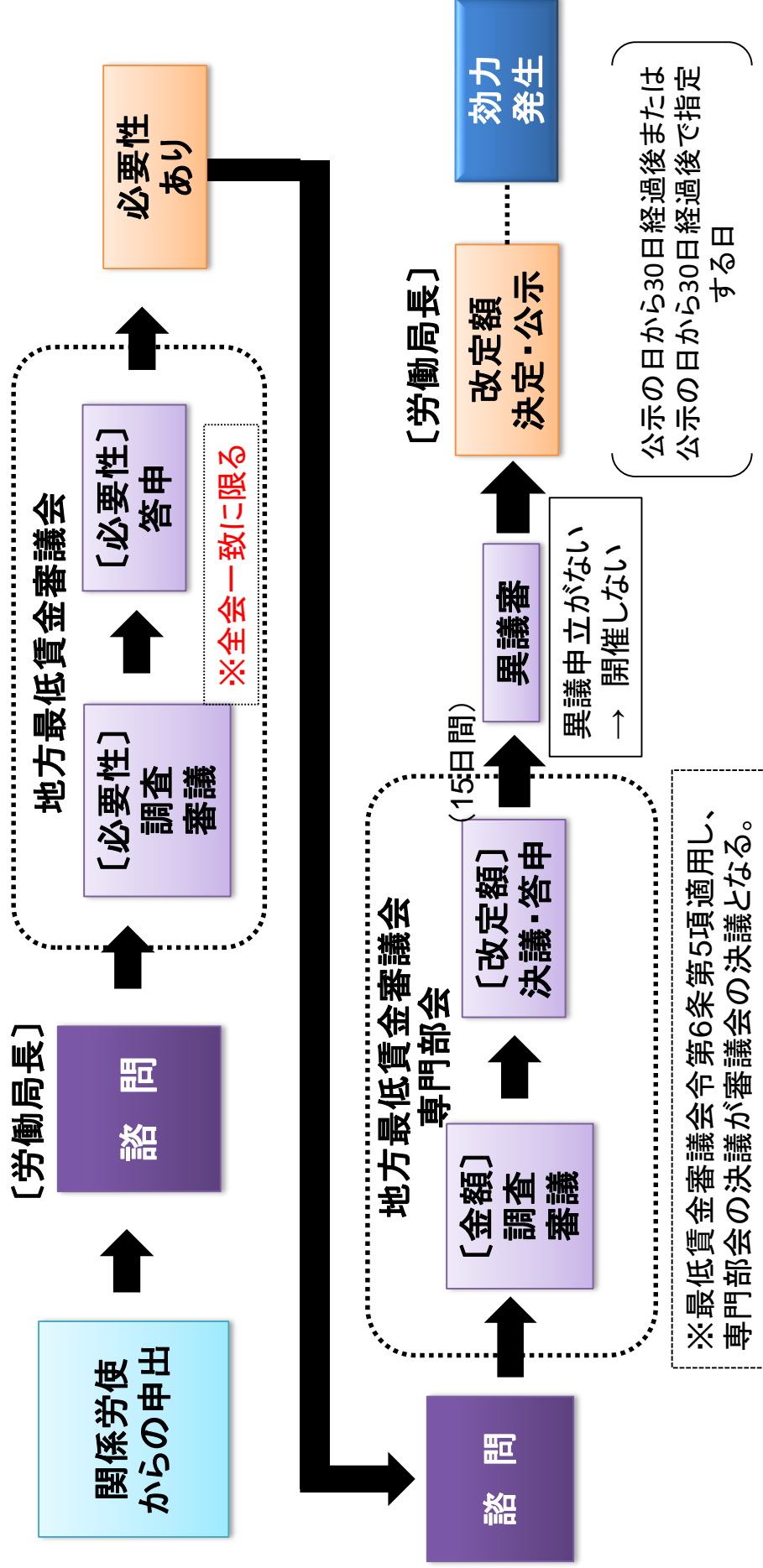
日本標準産業分類の名称等		
分類番号	産業名	主な産業名の例示
I59	機械器具小売業	
I590	管理、補助的経済活動を行う事業所(59機械器具小売業)	自動車(新車)小売業、自動車部分品・附属品小売業に掲げる産業において管理補助的経済活動を行う事業所に限る
I591	自動車小売業	
I5911	自動車(新車)小売業	主として自動車(新車)を小売する事業所 × 中古自動車小売業(5913)、× 二輪自動車小売業(5914)
I5913	自動車部分品・附属品小売業	自動車部分品・附属品小売業、自動車タイヤ小売業、カーアクセサリ小売業、カーエアコン小売業、カーステレオ小売業、カーナビゲーション小売業
L7282	純粋持株会社	

特定最低賃金について

◆ 特定最低賃金

- 特定の事業等について設定される最低賃金。(以前は、産業別最低賃金という名称であった。)
- 関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた事業等について決定される。

◆ 決定・改正までのプロセス



◆ 現在の状況

令和5年3月末現在、各都道府県労働局において設定されている特定最低賃金は以下のとおり。

・設定件数 226件 ・適用使用者数 約9.0万人 ・適用労働者数 約291.1万人

(参考)特定最低賃金の全国加重平均額(令和4年度)(注:()内は設定件数)

食料品・飲料製造業関係	829円(7)	金属製品製造業関係	937円(4)
繊維工業関係	799円(5)	一般機械器具製造業関係	956円(25)
木材・木製品製造業関係	876円(1)	精密機械器具製造業関係	939円(7)
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	845円(2)	電気機械器具製造業関係	930円(45)
印刷・同関連産業関係	850円(1)	輸送用機械器具製造業関係	972円(33)
塗料製造業関係	988円(4)	新聞業・出版業関係	879円(1)
ゴム製品製造業関係	915円(1)	各種商品小売業関係	849円(30)
窯業・土石製品製造業関係	938円(4)	自動車小売業関係	923円(23)
鉄鋼業関係	999円(20)	自動車整備業関係	923円(1)
非鉄金属製造業関係	901円(9)	道路貨物運送業関係	910円(1)

※複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

※設定件数には、地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含まれる。